

木材の調達基準に係る検討体制

木材の調達基準に係る議論に当たっては、以下の者の参加を得て「持続可能な調達ワーキンググループ」を開催する。

【特別委員】

天野 正博	早稲田大学 人間科学学術院人間環境科学科 名誉教授
富山 洋	全国森林組合連合会 参事兼組織部長
肥後 賢輔	全国木材組合連合会 木材利用拡大推進本部 統括部長
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

【オブザーバー】

長野 麻子	林野庁 林政部 木材利用課長
-------	----------------

インドネシア・マレーシアにおける 持続可能な森林管理の状況について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第24回持続可能な調達ワーキンググループ
2018/7/30 虎ノ門ヒルズ

公益財団法人地球環境戦略研究機関
鮫島弘光



アウトライン

- 南洋材合板の原料供給源
- インドネシアとマレーシア・サラワク州における、持続可能な森林管理のための政策と森林認証の普及状況
- インドネシアとマレーシアにおける持続可能な森林管理手法
- インドネシアとサラワク州の合板製造企業による、原木調達先の持続可能性・合法性確保の実際

南洋材合板

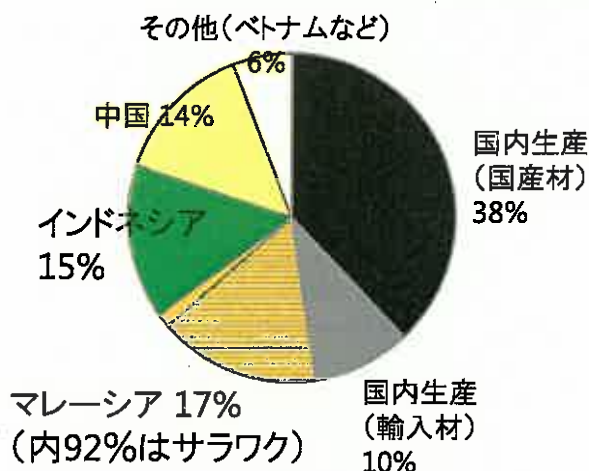
- 主に天然のフタバガキ科(分布の中心はフィリピン、インドネシア、マレーシア)の大径木から製造される
 - 年輪が無いので材の強度にむらがない
 - ➡ 機能性の高い合板が製造できる
 - 強度が高い(コンクリート型枠合板の場合、繰り返し使用可能)
 - 表面平滑性が高い(コンクリート型枠として優れている)
 - 薄くできる
- 現在は決して安価ではない(国産針葉樹合板の方が安い)



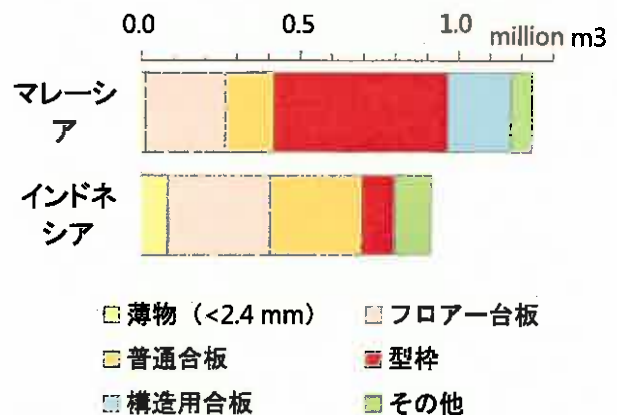
南洋材合板の現在の主な輸入先

- マレーシア(主にサラワク): 型枠合板など
- インドネシア: フロア一台板、普通合板など

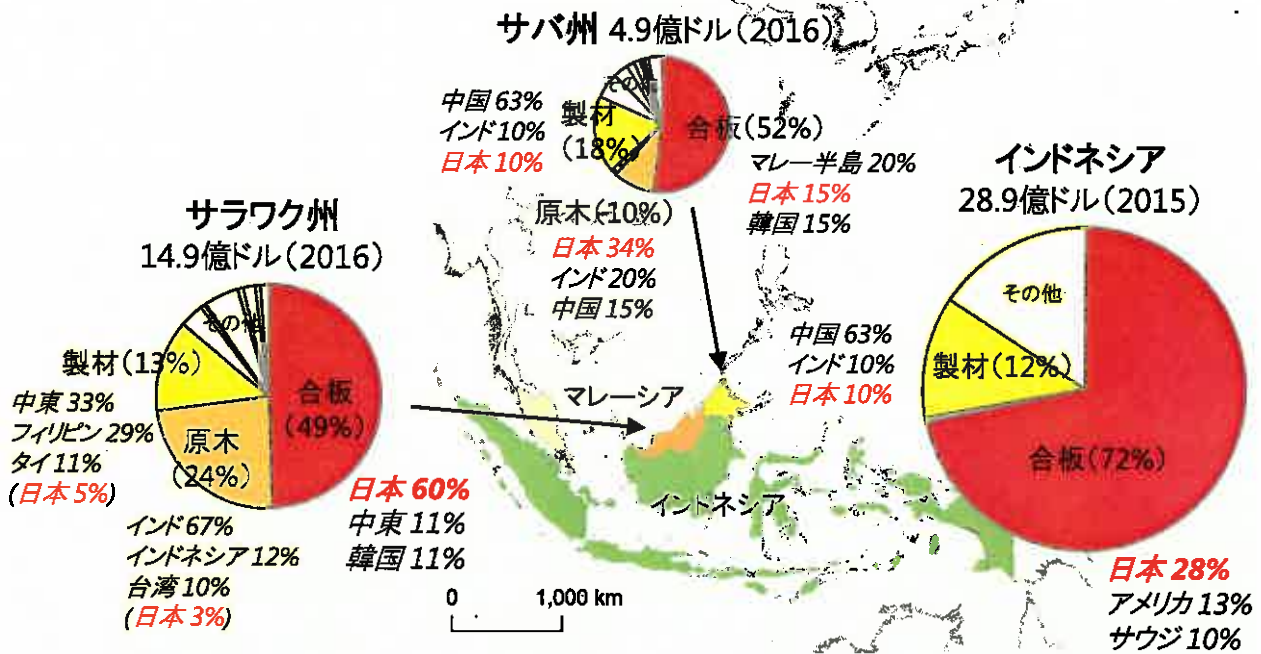
日本の2016年度合板供給量(生産国別)
(2017年度林業白書)



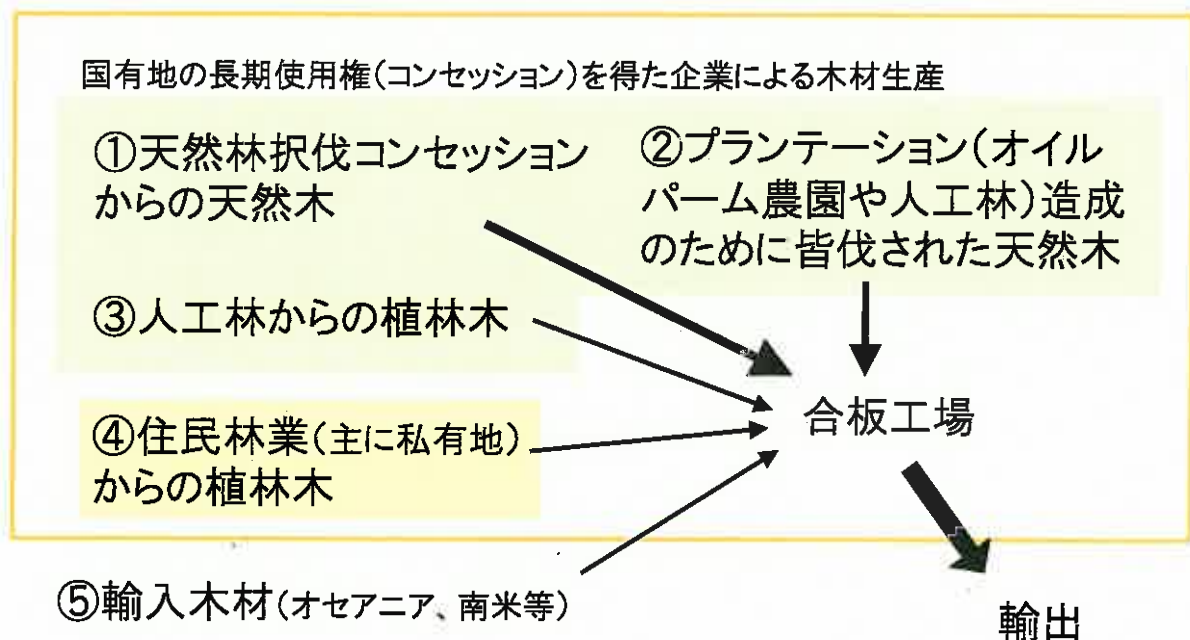
マレーシア、インドネシアからの
日本への種類別合板輸入量
(木材輸入協会2014年)



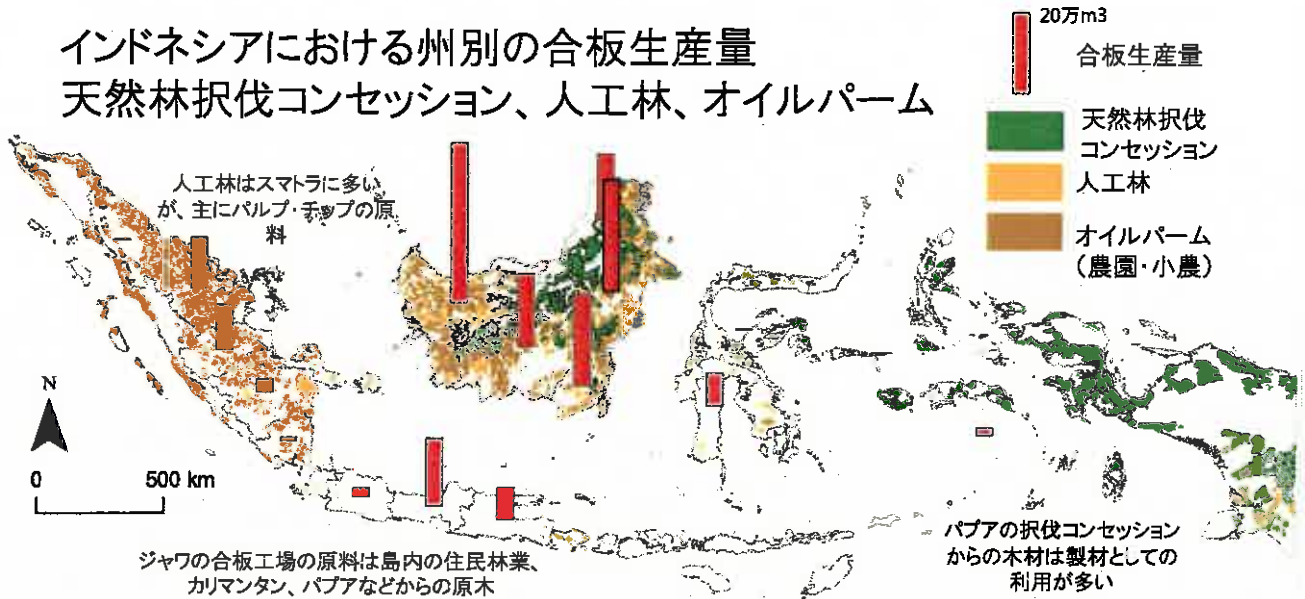
マレーシア(サラワク州、サバ州)、インドネシアにおける木材輸出額(パルプ、チップは除く)と上位輸出先



インドネシア・マレーシアにおける合板の原料の供給源

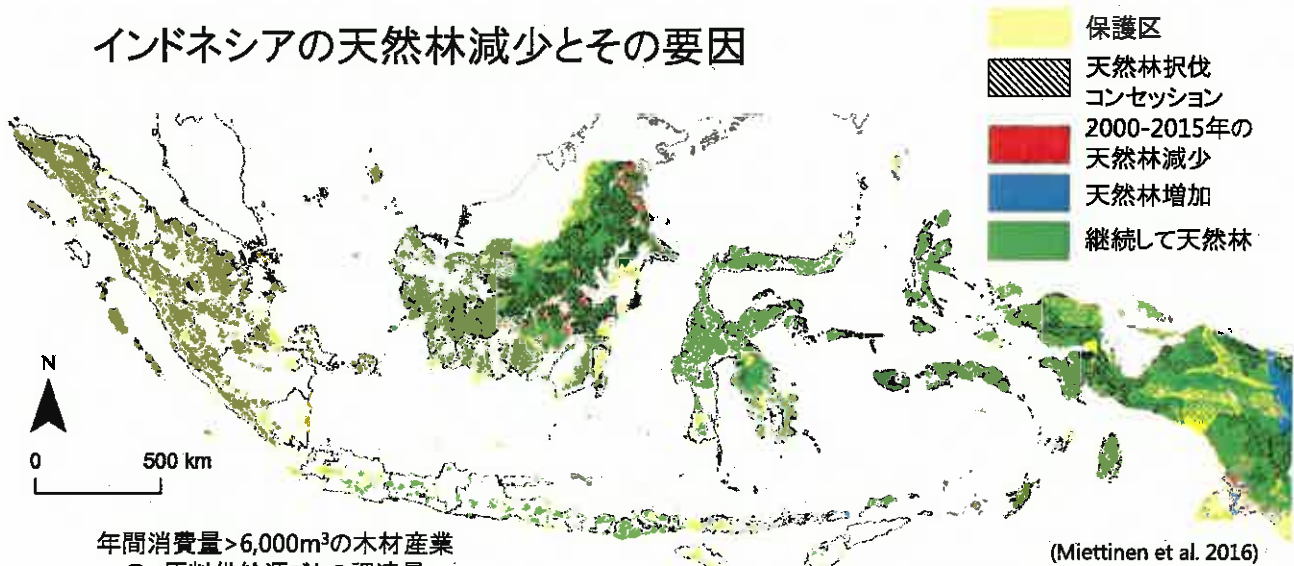


インドネシアにおける州別の合板生産量 天然林択伐コンセッション、人工林、オイルパーム

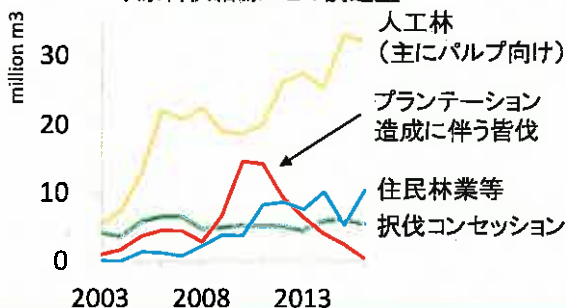


- 合板の生産量の66%はカリマンタンから
- 天然林択伐コンセッションもカリマンタンが中心(面積の55%、原木生産量の72%)で、合板の原料の主な供給源
- プランテーション(オイルパーム農園や人工林)の造成に伴う皆伐や植林木、住民によって生産された木材も原料となっている

インドネシアの天然林減少とその要因



年間消費量>6,000m³の木材産業の、原料供給源ごとの調達量

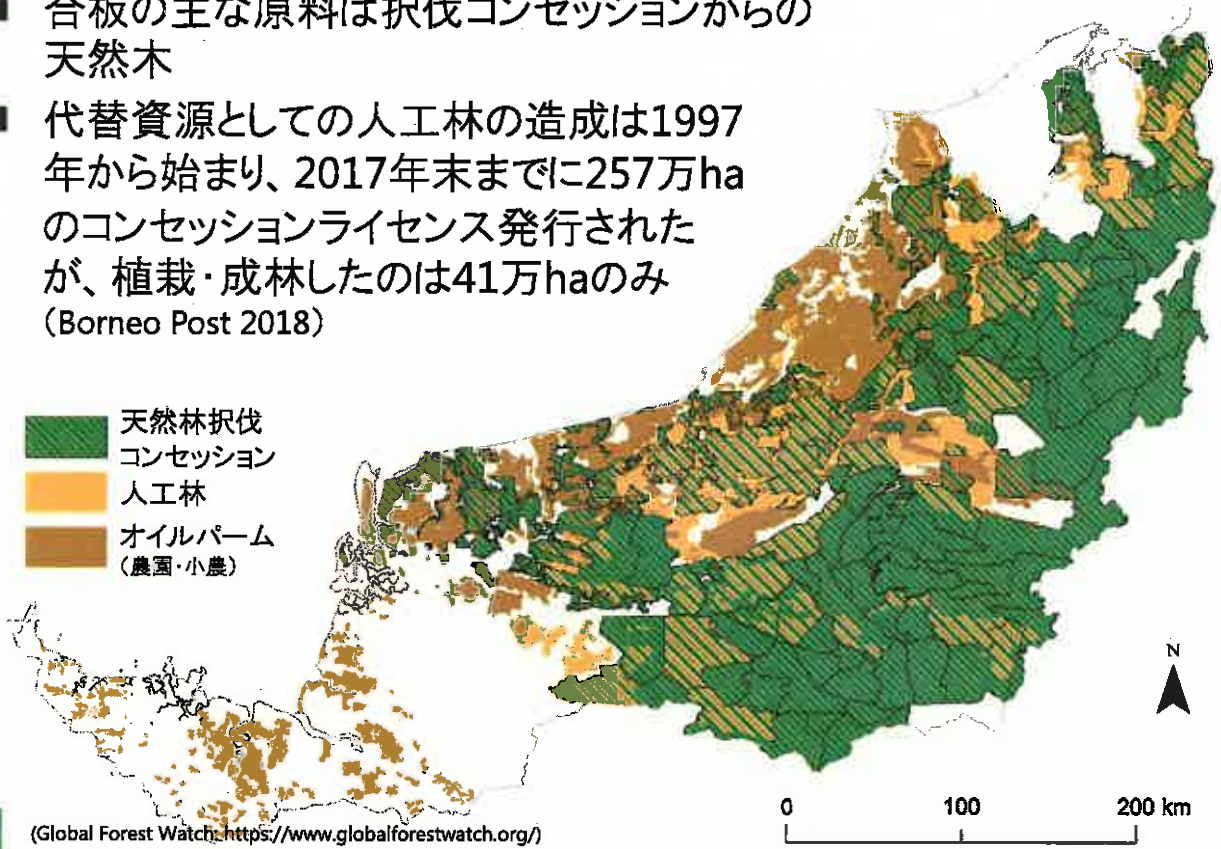


- インドネシアの天然林は2000-2015年に1,002万ha(10%)減少 (FAO 2015)
- その大きな要因はプランテーション造成
- 2009-2014年頃は木材産業(パルプを含む)への大きな原木供給源でもあった
- 2011年以降、天然一次林でのプランテーション開発ライセンス発行が凍結

マレーシア・サラワク州の木材生産

- 合板の主な原料は択伐コンセッションからの天然木
- 代替資源としての人工林の造成は1997年から始まり、2017年末までに257万haのコンセッションライセンス発行されたが、植栽・成林したのは41万haのみ (Borneo Post 2018)

- 天然林択伐
コンセッション
- 人工林
- オイルパーム
(農園・小農)



サラワク州の森林減少

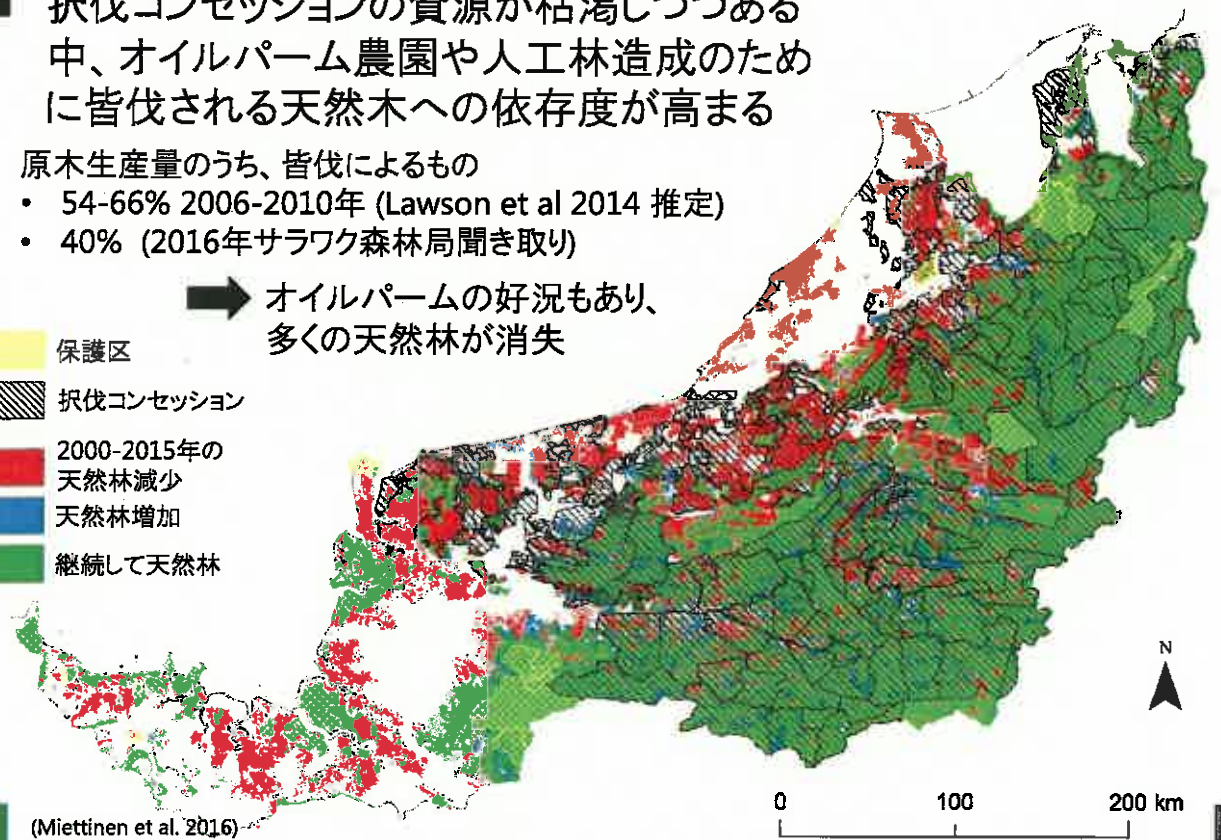
- 択伐コンセッションの資源が枯渇しつつある中、オイルパーム農園や人工林造成のために皆伐される天然木への依存度が高まる

原木生産量のうち、皆伐によるもの

- 54-66% 2006-2010年 (Lawson et al 2014 推定)
- 40% (2016年サラワク森林局聞き取り)

➡ オイルパームの好況もあり、多くの天然林が消失

- 保護区
- 択伐コンセッション
- 2000-2015年の
天然林減少
- 天然林増加
- 継続して天然林





- 過剰な択伐、プランテーション開発によって広大な熱帯林が消失してきた
- 日本が南洋材輸入を停止すればよいのか？
- 他のマーケット向けの農林産物生産(特にパームオイル)のために使われるだけでは？



- 森林は本来再生可能な資源で、持続的な木材生産+生態系サービスの維持は可能
- 近年、インドネシア・マレーシアでは天然林択伐コンセッションの持続可能な管理確立のために多くの取組がなされている
- 南洋材の主要な輸入国として、日本はどのようなサポートができるのか？



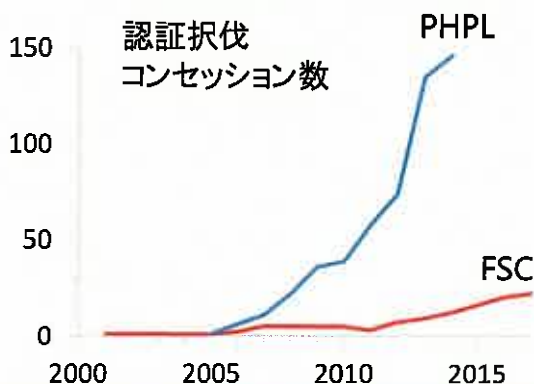
インドネシア、マレーシアの天然林択伐 コンセッションの持続可能な管理



- 森林認証(FSC, PEFC/MTCS、PHPL)取得の必要条件
- インドネシアの択伐コンセッションでは義務化されている(PHPL認証)

インドネシアにおける持続可能な森林管理のための政策、 森林認証の普及

- 2001年、択伐コンセッションにおけるFSC認証の取得が始まる
- 2002年、インドネシア政府による林業コンセッションの持続的森林管理認証制度(PHPL)導入
- ユドヨノ政権期(2004-2014年)に違法伐採の取締りが強化
- 2009年木材合法性証明制度(SVLK)導入、PHPLが統合→義務化
- オランダ等の政府・民間企業(IDHなど)がサポートするThe Borneo Initiative(2008年設立)などからの資金・技術援助によって、択伐コンセッションのFSC認証取得が進展している



PHPL認証択伐コンセッション

現在は268コンセッションのほとんどが取得

FSC認証択伐コンセッション

25択伐コンセッション(2018年6月現在)

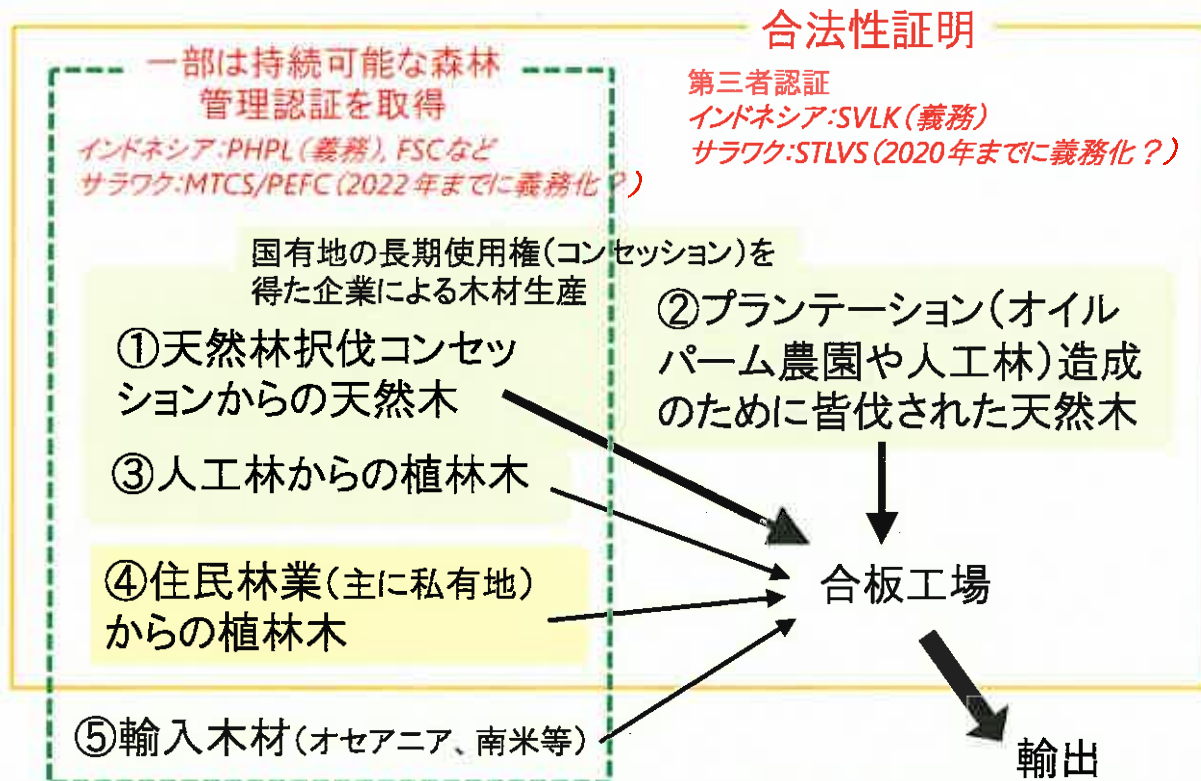
- 面積合計276万ha

(全択伐コンセッションの14%)

- 2016年原木生産量204-260万m³

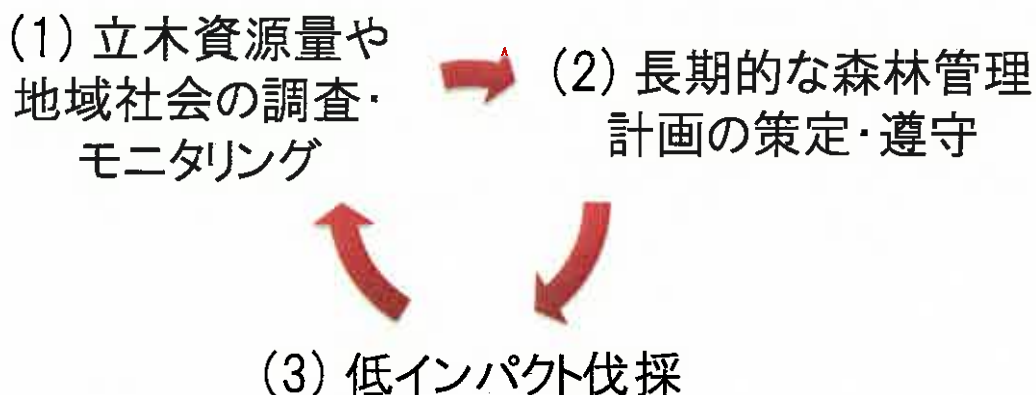
(全択伐コンセッションの36-48%)

インドネシア・マレーシアにおける合板の原料の供給源



インドネシア、マレーシアの天然林択伐 コンセッションの持続可能な森林管理手法

(全てのコンセッションで同様の管理がなされているわけではない)

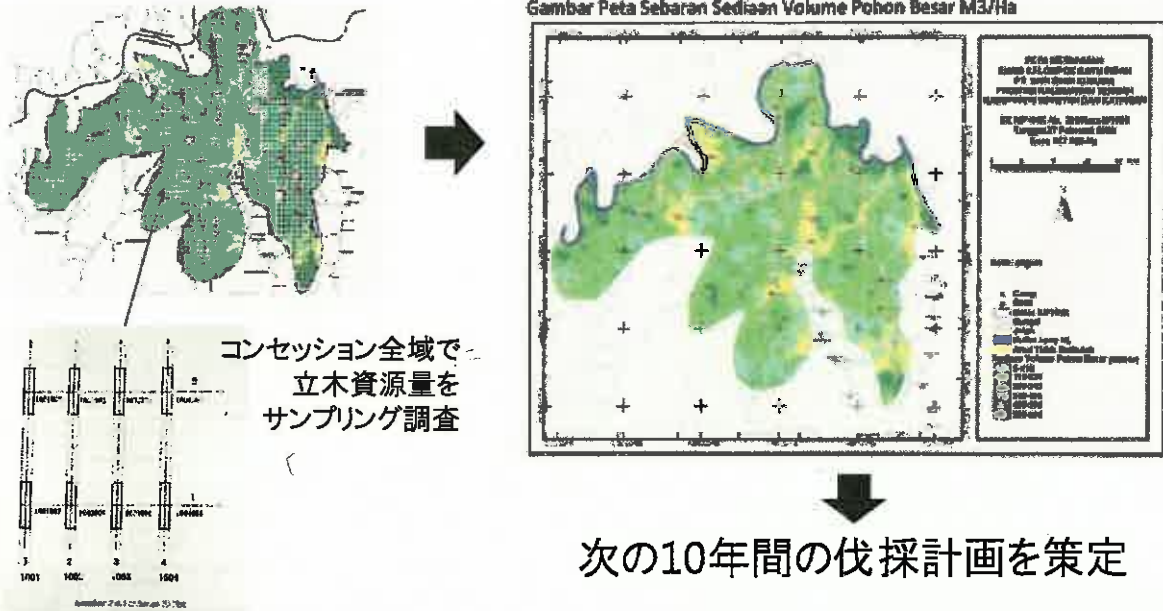


(1-1) 択伐コンセッション全域の立木資源量のモニタリング

定期的森林全体目録調査(IHMB):インドネシア
10年ごとに実施

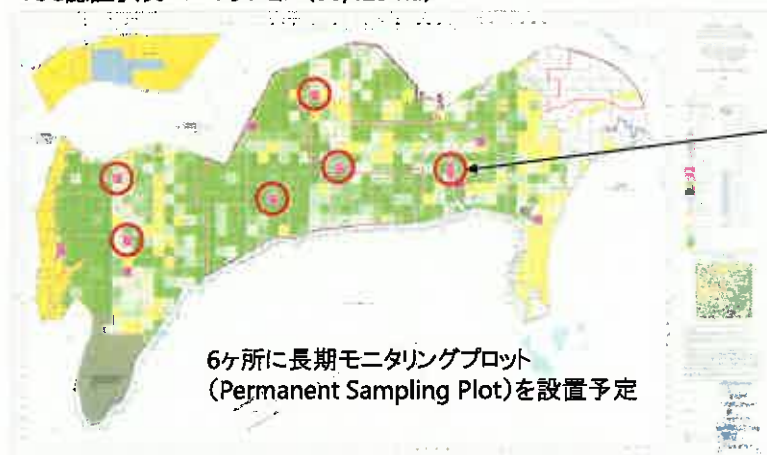
中央カリマンタン州
FSC認証択伐コンセッション
(147,600ha)

(例)胸高直径35cm以上の樹木の密度



(1-2) 長期モニタリングプロットによる成長量のモニタリング、成長モデルに基づいた年間伐採許容量の算定

東カリマンタン州
FSC認証択伐コンセッション(93,425 ha)

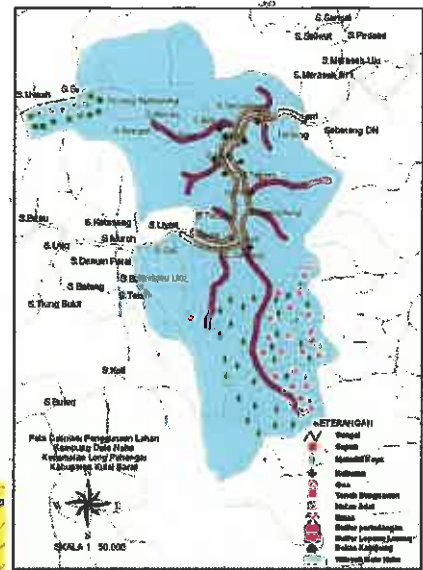


2010年に伐採された林班に設置されたプロット(24ha)
伐採後の立木蓄積量の回復をモニタリング

成長量データから、森林が維持できる年間最大伐採許容量 (AAC)を算出

(1-3) 地域社会の調査

- 択伐コンセッションは国有林地の中にあるが、地域住民が慣習的に林産物を利用しており、伐採が紛争を招くことがしばしばある。
- 施業の前にコンセッション内や周辺の集落の土地利用や資源利用について詳細な調査を実施
- 各村の慣習地の境界、コンセッション内の森林利用の場所をマッピングし、コミュニティと合意しておく
→伐採範囲の確定、伐採時の補償金の支払い



集落Aの森林利用地図

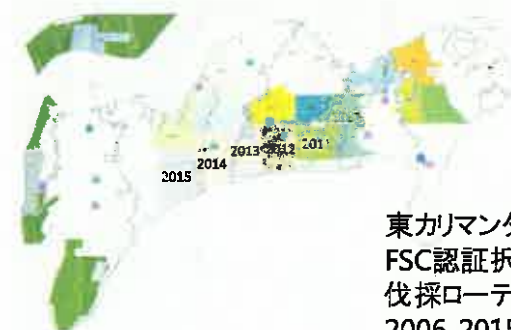
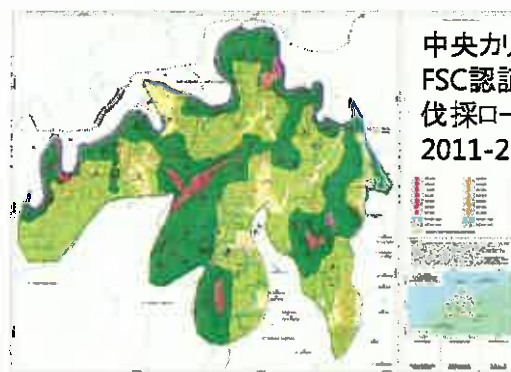
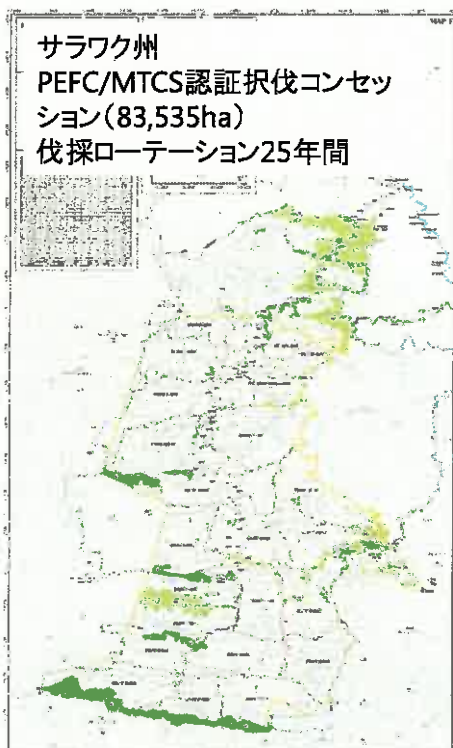
東カリマンタン州

FSC認証択伐コンセッション(99,520 ha)

コンセッション全域は国有林地の中にあるが、11村が慣習的に使っていたエリアと重複。施業前に全て詳細なマッピング



(2) 長期森林管理計画



(3) 低インパクト伐採

伐採前の全ての大径木のインベントリー・マッピング

→伐採対象木の選定、伐採道路計画の策定(トラクターの不要な進入を抑える)



Log fisher

アームの先のウインチによって

100m先まで集材可能



ケーブル集材



(3) 低インパクト伐採

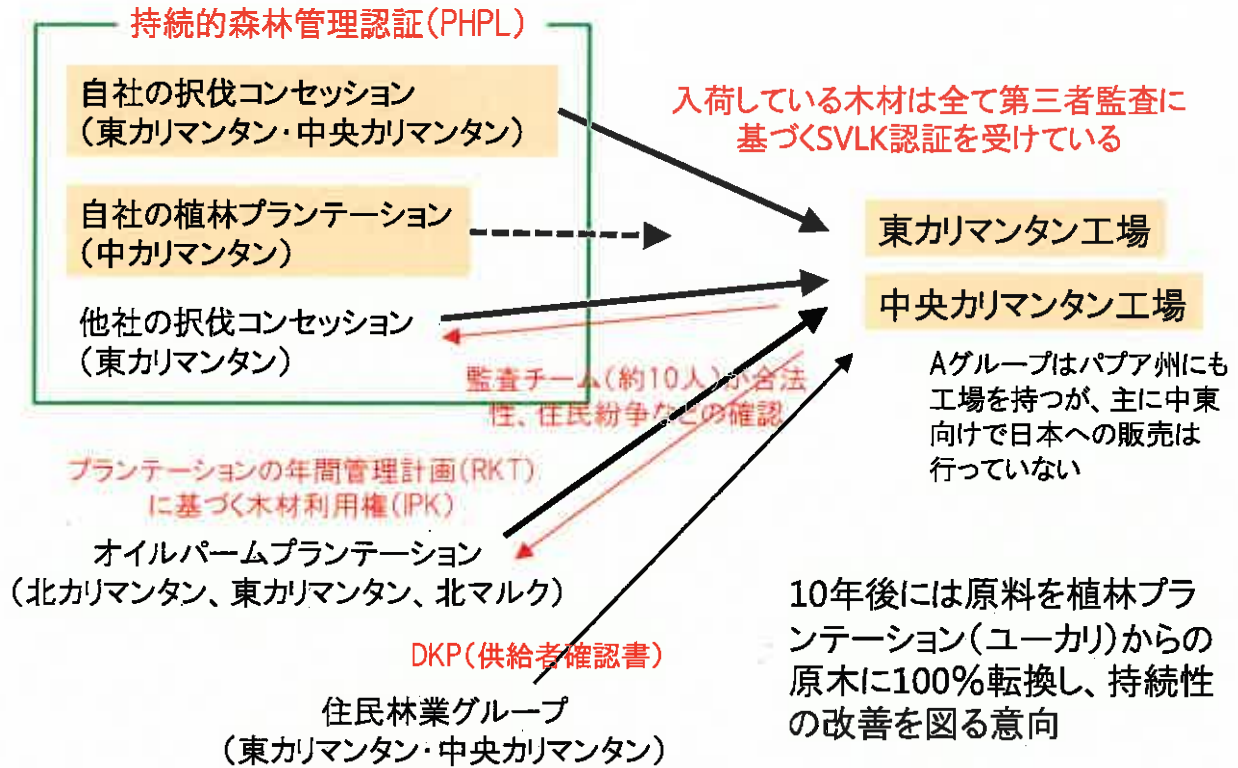
- 択伐コンセッションでは収穫する木の密度が低くても、伐採時の巻き込みやブルドーザーによる搬出による、収穫対象以外の木や林床の破壊が大きい
- 伐採・搬出時のインパクトを抑え、次の伐採ローテーションまでの十分な回復を促進させる

低インパクト伐採後の森林



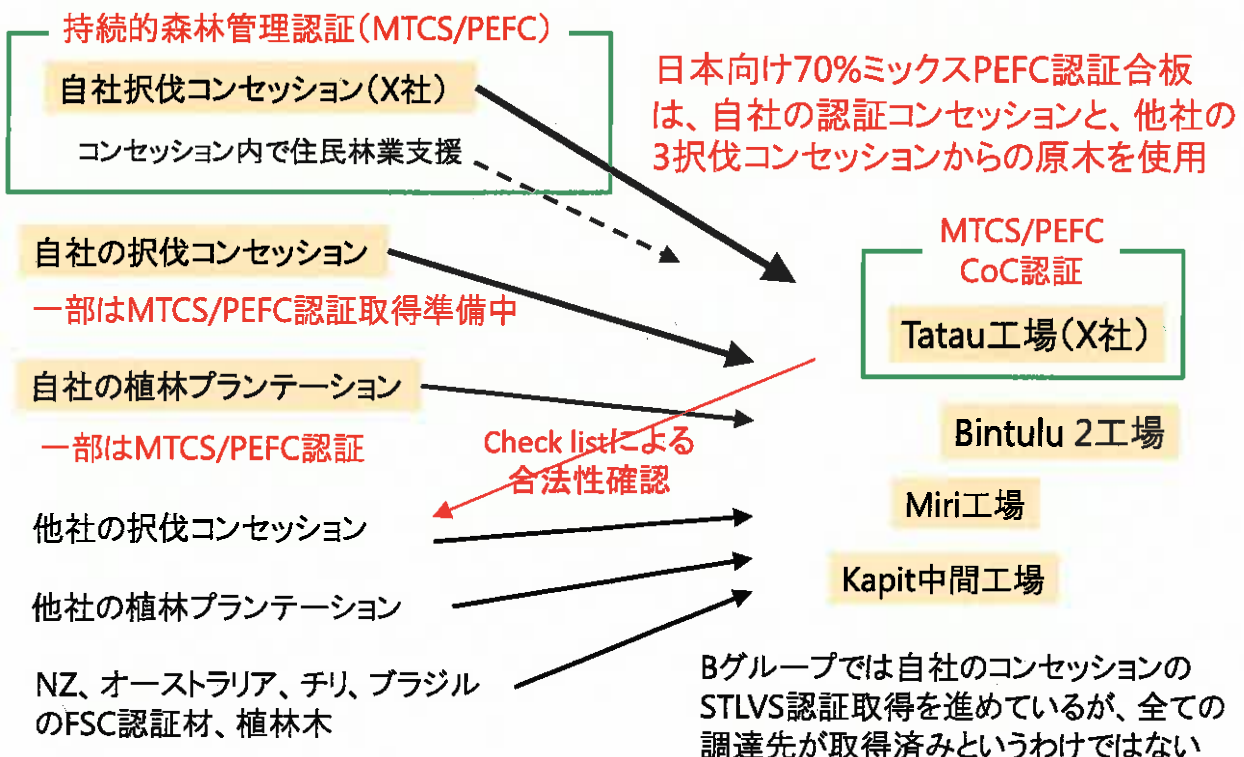
原木調達と合法性確認 Aグループのケース

型枠合板(CP)、塗装型枠合板(UCP)
のインドネシアから日本への主要な輸
出企業



原木調達と合法性確認 Bグループのケース

型枠合板(CP)、塗装型枠合板(UCP)
のサラワク州から日本への主要な輸出
企業



まとめ

- 日本は現在でもインドネシア、マレーシア(主にサラワク州)からの主要な木材(主に合板)輸出先であり、その森林保全の重要なステークホルダーである。
- 合板の原料となる原木は、天然林択伐コンセッション、プランテーション開発に伴う皆伐、植林木、住民による木材生産、海外からの輸入などによって調達される。
- 近年インドネシアやサラワク州においても、天然林択伐コンセッションの持続可能な管理・森林認証取得を目指す政府・企業の取組が進展しており、日本からの積極的な関与・協力が望まれる。
- インドネシアやサラワク州の合板工場は様々なサプライヤーからの原木を受け入れ、その合法性確認などを行っているが、特に非認証材については、合法性証明以外にどのような書類(生産地の管理計画、EIAなど)の確保を要求するかのガイダンスが必要である。

インドネシアの木材合法証明の取組み



国際協カグループ

インドネシアの木材製品総輸出額

木材一次産品

(上段1,000US\$ 下段1,000m³)

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
丸太	17,106	10,765	25,645	13,426	22,574
	70	41	67	59	17
製材	417,365	329,905	403,303	351,877	339,142
	1,011	741	568	465	443
ベニア	38,633	40,423	37,507	47,332	38,457
	18	20	17	35	33
合板	1,814,543	1,920,613	2,059,900	2,070,155	2,243,465
	2,654	2,742	2,751	2,780	2,998

木材二次産品

(1,000US\$)

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木製家具	1,559,464	1,788,878	1,557,752	1,496,664	1,399,154
木製建築資材	315,786	330,434	341,399	355,271	341,802
モルディング	568,160	510,495	616,508	613,754	557,015
蔭・タケ製品	361,473	305,168	255,554	155,293	155,293 ^注
その他	462,894	697,811	862,335	864,752	857,928

出典: IFTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016から作成

インドネシアからの木材製品輸出額上位10か国
(1,000US\$)

順位	2015年		2016年	
1	中国	2,181,168	中国	2,034,548
2	日本	1,361,691	日本	1,284,645
3	米国	1,099,090	米国	836,849
4	韓国	574,097	韓国	550,753
5	豪州	340,097	インド	368,166
6	サウジアラビア	334,494	豪州	337,101
7	マレーシア	311,313	マレーシア	331,325
8	台湾	295,381	台湾	299,713
9	インド	287,085	英国	222,025
10	英国	222,293	ベトナム	196,137

出典: インドネシアSILK WEB siteのデータ(2017)から作成

日本のインドネシアからの木材製品輸入額
(億円)

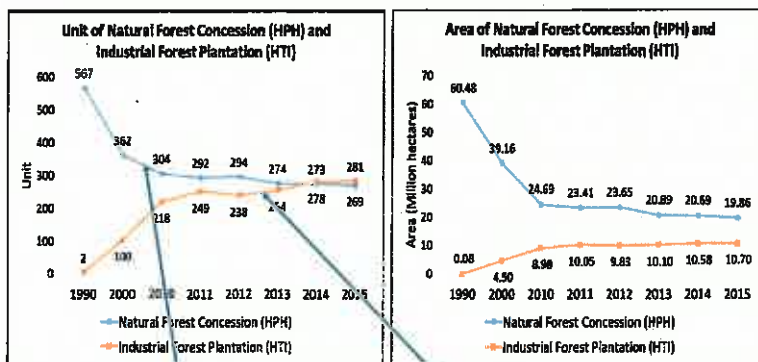
種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木材 ^{注1}	811	1,035	1,133	1,089	942
丸太	0	0	0	0	0
製材	19	18	20	22	19
合板 ^{注2}	533	654	679	611	526
	66%	63%	60%	56%	56%
木材チップ	-	-	-	-	-
集成材	19	25	29	36	27

出典: 林野庁 木材輸入実績(2017)から作成

注1) 輸入統計品目表第44類(木材およびその製品並びに木炭)の合計であり、表中の丸太以下集成材までの合計ではない。

注2) 合板の欄の下端は、木材製品に占める合板の占める率である。

天然林コンセッションと産業造林のユニット数・面積

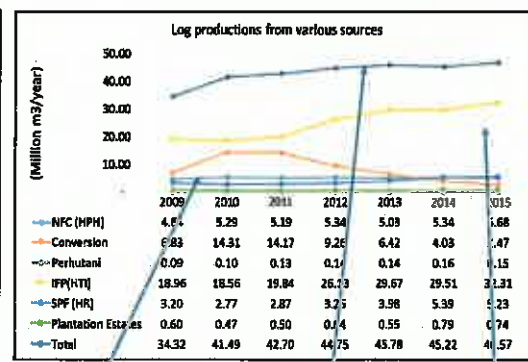


Source: Directorate General of Sustainable Production Forest Management, MAF (2016)

天然林コンセッション

産業造林

分野別の丸太生産量



Source: Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

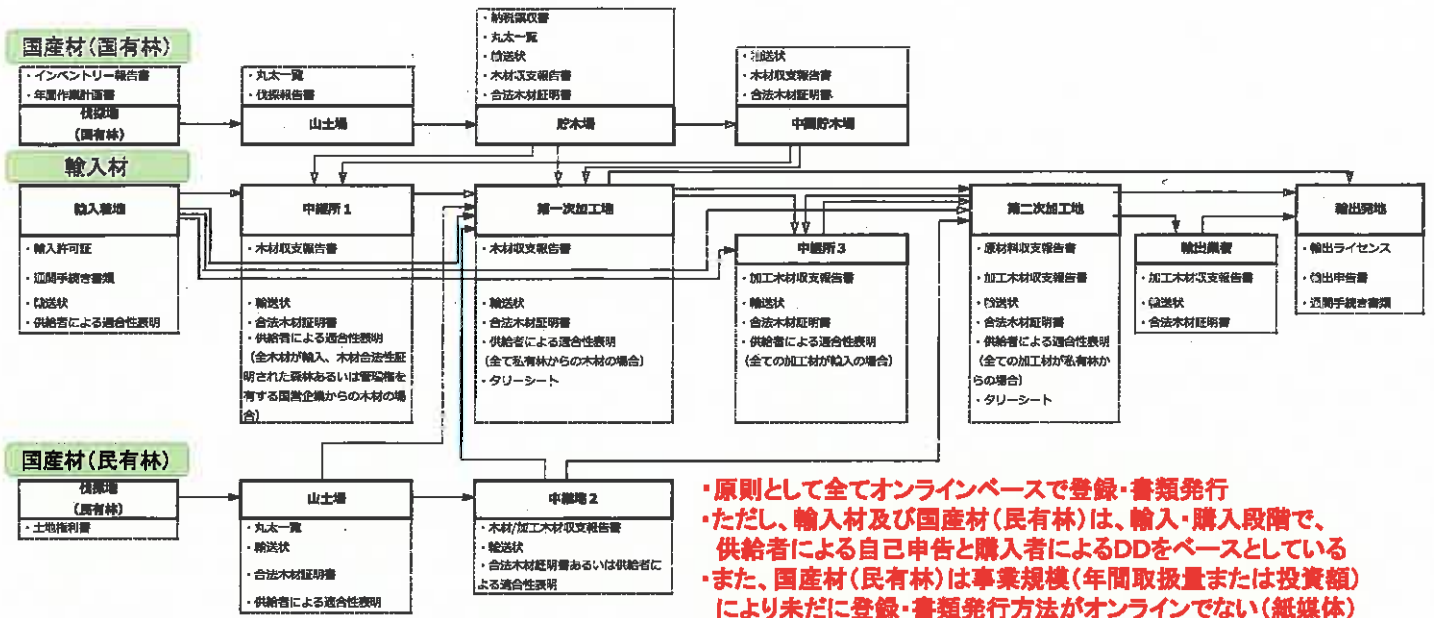
天然林コンセッション

合計

産業造林

→違法伐採リスクの高いとされた天然林材が減少、比較的 안전한植林材が大半

インドネシア木材合法証明システム(TLAS)の書類体系



・原則として全てオンラインベースで登録・書類発行
 ・ただし、輸入材及び国産材(民有林)は、輸入・購入段階で、供給者による自己申告と購入者によるDDをベースとしている
 ・また、国産材(民有林)は事業規模(年間取扱量または投資額)により未だに登録・書類発行方法がオンラインでない(紙媒体)

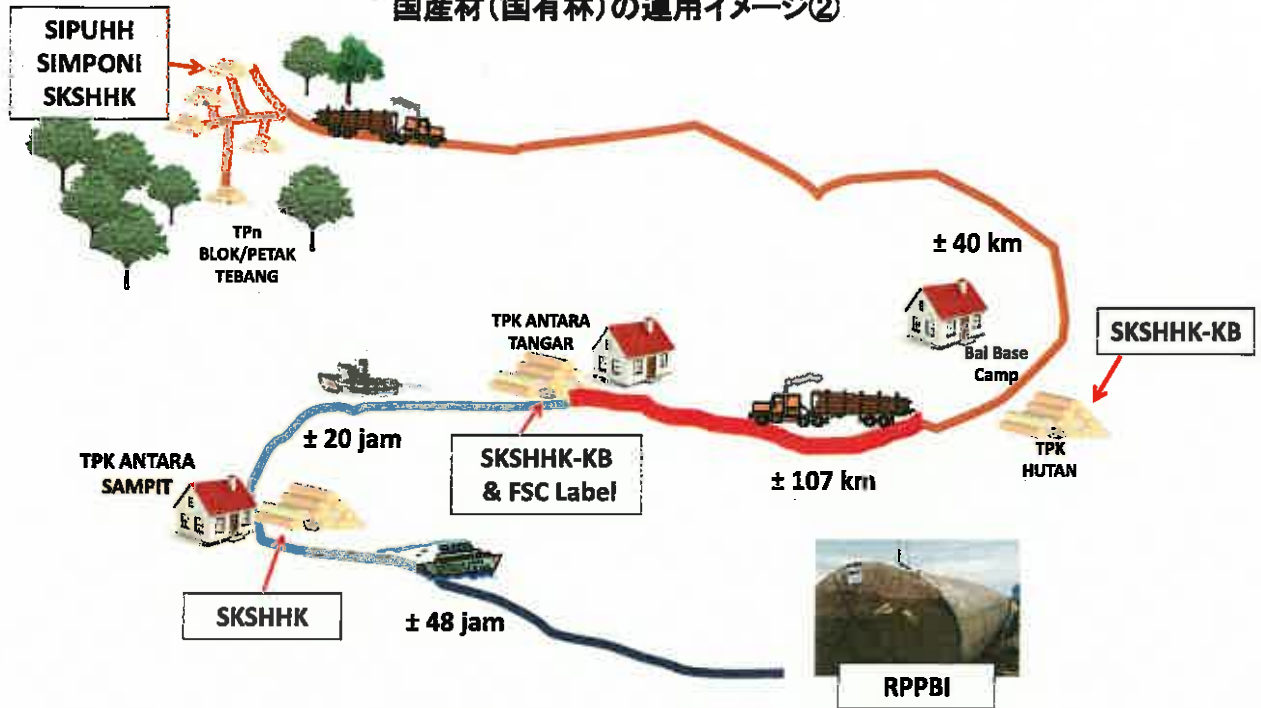
林業省SILK Web site「Official Journal of the European Union(15.7.2015)」から作成

国産材(国有林)の運用イメージ①



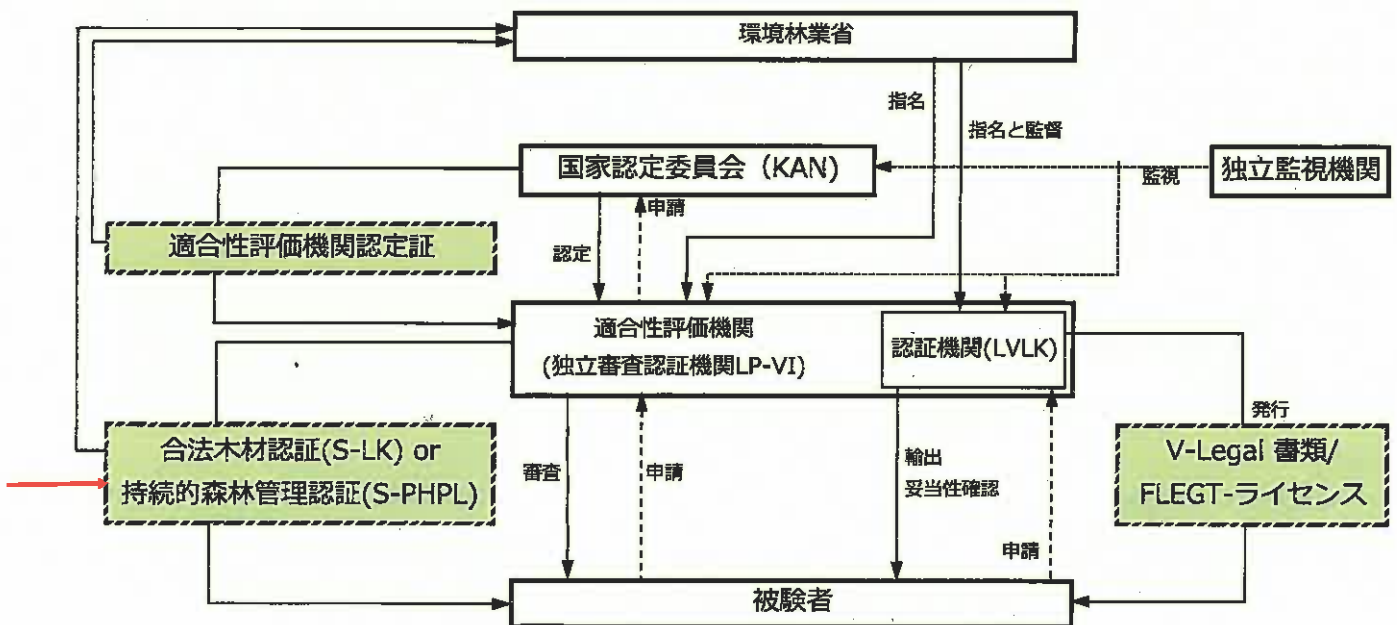
SPT社提供資料(2017)を基に作成

国産材(国有林)の運用イメージ②



SPT社提供資料(2017)を基に作成

インドネシアTLASの組織体系



インドネシア環境林業省持続的生産管理総局提供資料(2017)を基に作成

合法木材認証(S-LK)と持続的森林管理認証(S-PHPL)

対象	合法木材認証(S-LK)の指標の概要
全森林管理事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区域の法的地位と利用権 2. 伐採システムと手続きの遵守 3. 丸太の輸送及び所有権の合法性 4. 環境と社会へのコンプライアンス 5. 労働法規の遵守
全木材加工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木材の合法取引事業体 2. 木材トラッキングシステムを持つ 3. 取引或は木材加工品の所有権の変更の合法性 4. 労働法規の遵守



対象	持続的森林管理認証(S-PHPL)指標の概要
国有林内の森林管理事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前提条件(ガバナンス、FPIC等) 2. 生産(持続的な生産、環境配慮作業等) 3. 生態系(エリア内保全地[HCVF]等) 4. 社会(先住民、労働者等の権利等)

認証対象:

1. S-PHPL対象以外の森林管理事業者
 - a. S-PHPL対象未取得者の経過処置(S-PHPL保持者はS-LK免除)
 - b. 国有林内コミュニティ森林管理事業許可
 - c. その他の森林管理権保持者
 - d. 森林管理事業以外の伐採許可
 - e. 私有林所有者
 2. 木材加工事業者
- 有効期間: 通常3年間(対象によって6年間、10年間の場合もある)
維持監査: 毎年(書類及び実地)

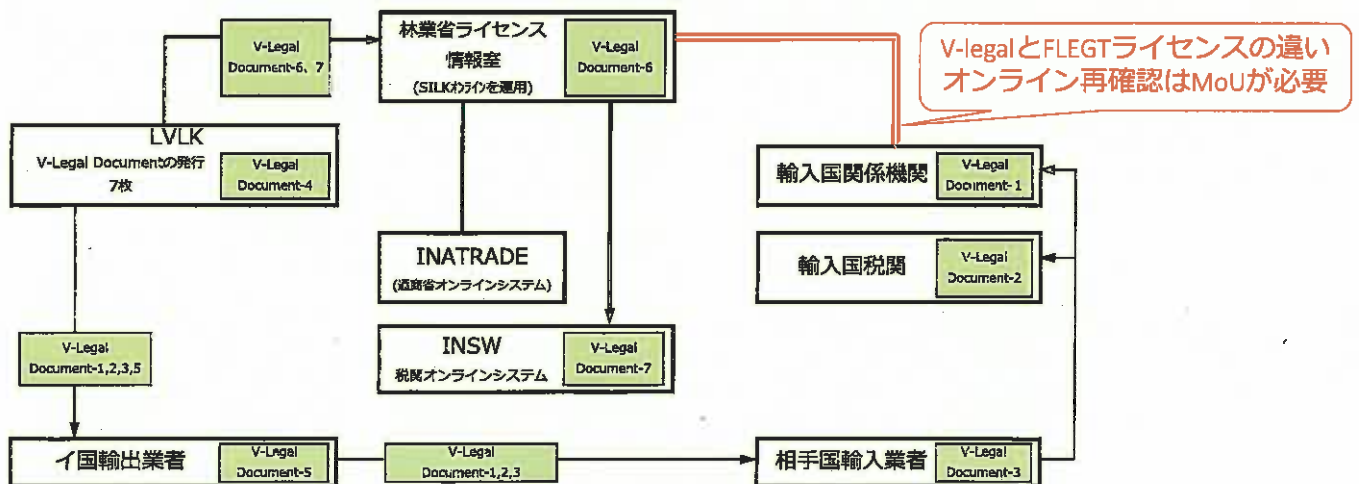
認証対象:

1. 国有林の森林管理事業者のうち長期事業許可保持
 - a. 天然林事業許可
 - b. 人工林事業許可
 - c. 生態系回復事業許可
 - d. その他、森林管理権保持者
- 更新期間: 5年間
維持監査: 毎年(書類及び実地)

持続的生産管理総局長令(2016)を基に作成

S-LKはFLEGT-VPA合意文書(Official Journal of EU)の合法性基準に相当、S-PHPLは持続性面について補強
→PHPL保持の森林管理事業者からの原料では生態系や社会配慮(先住民、FPIC等)にも配慮

V-legalドキュメントの配付体系

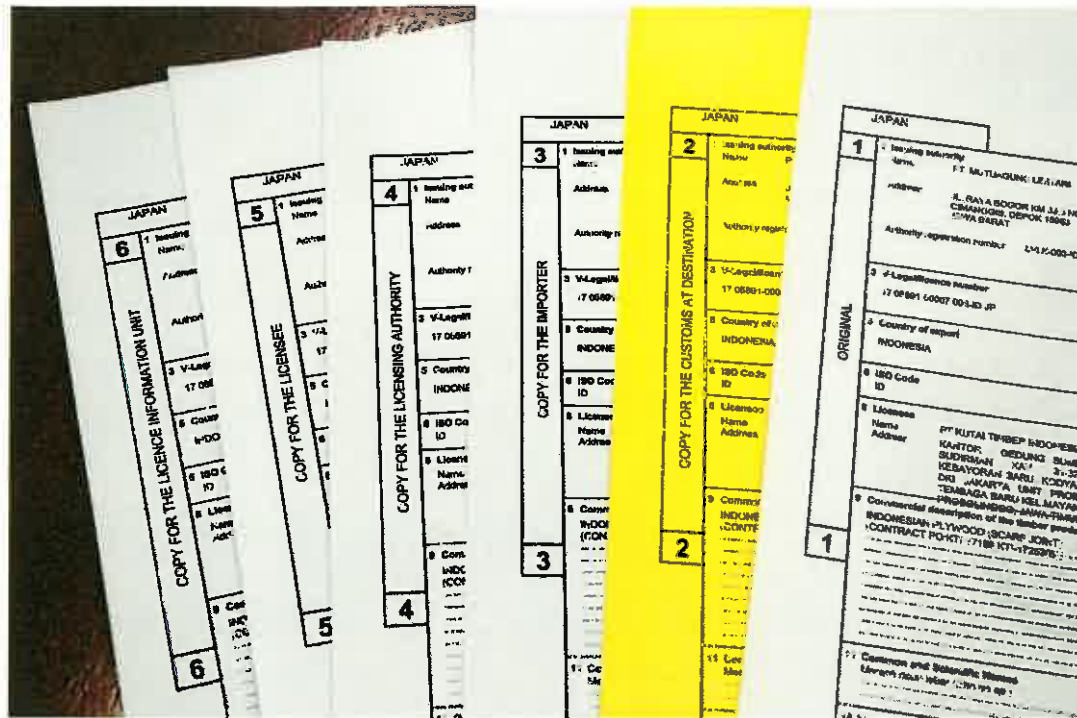


V-legalとFLEGTライセンスの違い
オンライン再確認はMoUが必要

LVLKは1件当たり7枚綴りのV-Legalドキュメントを発行し、関係者はそれぞれ次の番号のコピーを持つこととなる。

- 1: 輸入国の関係機関
 - 2: 輸入国税関
 - 3: 輸入業者
 - 4: LVLK自体
 - 5: 輸出業者
 - 6: インドネシア林業省ライセンス情報室(SILKオンラインを通じて配布)
 - 7: 輸入国税関(SILKオンラインを通じて配布)
- 注) 図中の二重線はSILKオンラインを示す。

インドネシア環境林業省持続的生産管理総局提供資料(2017)を基に作成



EU FLEGT-VPAとその参加国

FLEGT-VPA: 森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画における自主的・二国間合意
 対EU二国間の政府当局による合法性を保証する制度 (TLAS) の構築
 → FLEGTライセンスによりデュー・ディリジェンスの義務を免除



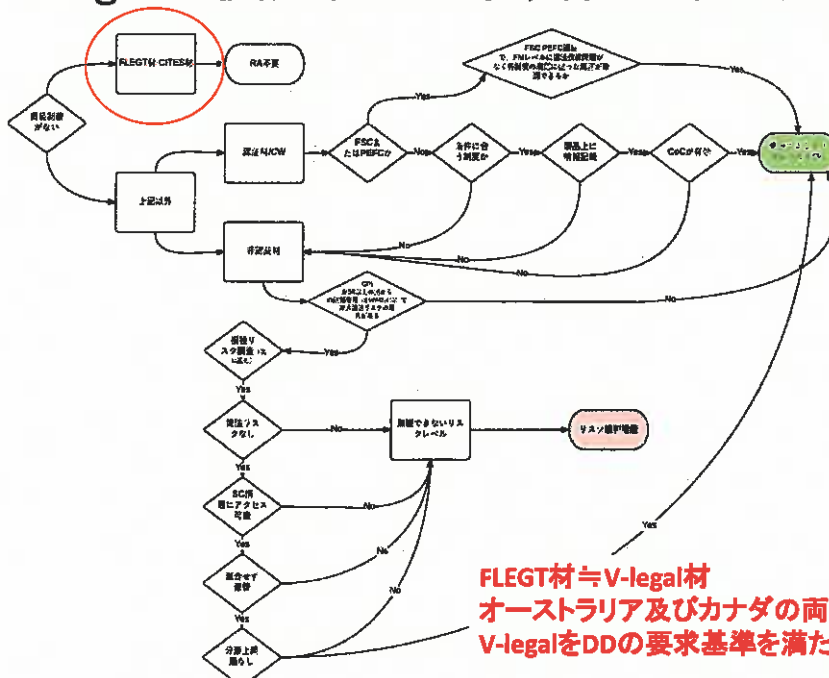
- 導入中: インドネシア (VPA条約合意・発効)、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国、リベリア
- 交渉中: ベトナム、マレーシア、ラオス、タイ、コートジボワール、コンゴ民主主義共和国、ガボン、ガイアナ、ホンデュラス
- 議論開始: 中国、ロシア、ブラジル → 熱帯材の生産国だけでなく、北洋材 (ロシア) や加工貿易国 (中国) も対象として連携

FLEGT-VPAにおけるDDSの要求項目

合法的な伐採権	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有権 ・コンセッション・ライセンス ・森林計画・伐採計画 ・伐採許可
納税と使用料支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ロイヤルティの支払と伐採手数料 ・付加価値税とその他売上・販売税 ・収入及び利益税
伐採施業	<ul style="list-style-type: none"> ・林業(木材伐採)規則 ・保護地域及び樹種 ・環境配慮事項 ・安全衛生 ・合法的な雇用
第三者の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・慣習的な権利 ・FPIC(自由で事前の十分な情報に基づく同意) ・先住民族の権利
貿易と輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・樹種、量、品質の分類 ・貿易と輸送 ・外国間貿易と振替価格操作 ・税関規則 ・CITES(ワシントン条約) ・デューデリジエンス/デューケア

日本製紙連合会「平成27年度海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書」より抜粋・改編

V-legalの使用例: 日本製紙連合会のDDS



日本製紙連合会「平成27年度海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書」より抜粋



Terima kasih

一般社団法人 日本森林技術協会
Japan Forest Technology Association

マレーシアの 木材合法証明の取組み

一般社団法人全国木材検査・研究協会
佐々木 亮

1. マレーシアにおける調査の対象

【主な調査の目的と対象】

木材及び木材製品の合法性の確保・確認に資する制度の内容と運用を確認し、日本の官公庁または木材取扱い事業者が物品の評価を行うための材料を提供する。

1. 森林認証

(認証林面積：500万8,464ha = 全森林の28%)

(1) FSC (Forest Stewardship Council)

- 森林認証面積75万5,404ha (2018年6月現在)
- CoC認証件数226件、CW認証41件
(2018年7月現在)

(2) MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme)

- 認証面積438万ha (2018年6月現在)
(内、12万6,940haはFSC認証も取得)
- CoC認証386件 (2017年7月現在)
- 実施主体はMTCC (Malaysian Timber Certification Council)
- 2009年5月にPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)により承認。

《サラワク州政府》

2020年までに全森林管理ユニットの認証取得を推奨。

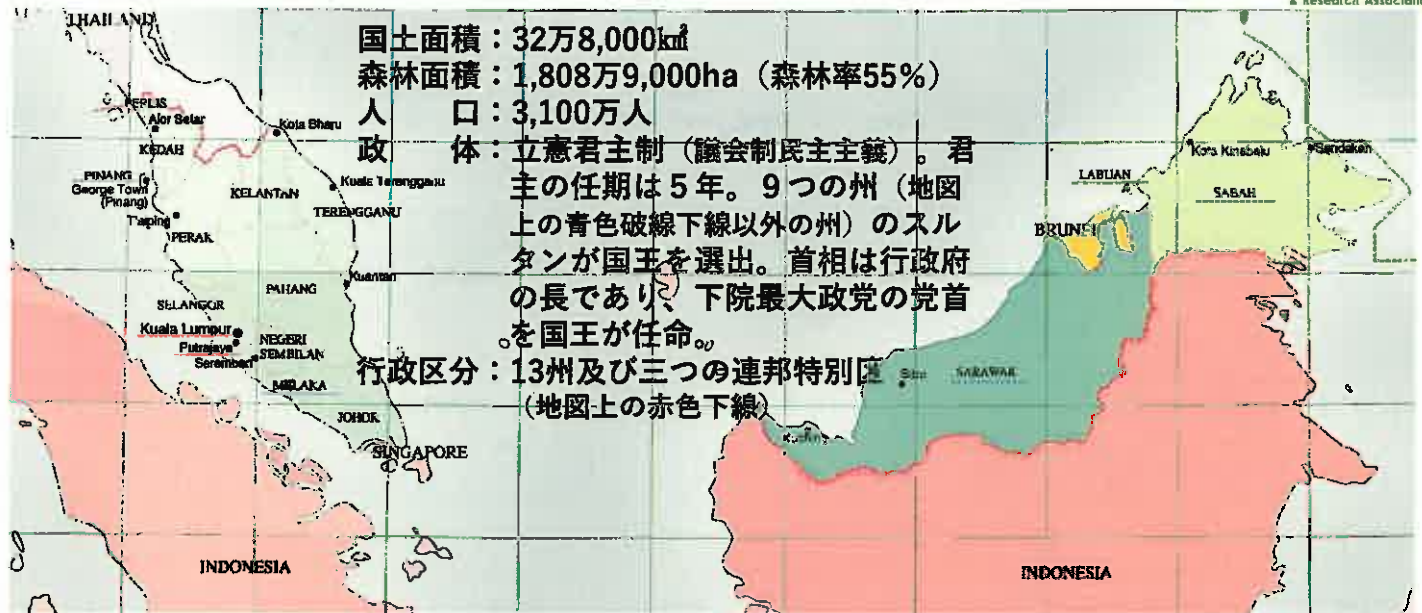
2. 木材合法性保証(確認)システム

- (1) サバ州木材合法性保証システム (Sabah Timber Legality Assurance System)
- (2) サラワク州木材合法性確認システム (Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS)
- (3) マレーシア木材合法性保証システム (Malaysia Timber Legality Assurance System : MYTLAS)

3. 木材市場関連データ

4. 政策及び市場に係る動向

2. マレーシアの概要



※州は準国家の位置付け。州別に憲法を制定し、農林業、土地、地方行政、イスラム法などに関する事項は州政府の権限。

3. 木材合法性保証（確認）システム

- マレーシアでは地域別に三つのシステムを運用。
- FLEGT-VPAの枠組みに基づく合法性確保のための中心的ツールとしてシステムを設定し運用。
- マレーシアは、2007年1月にEUとのFLEGT-VPA交渉を開始。現在は「事前交渉」段階。
- EUはこれらのシステムの内容及び実行体制を評価し、サバ州及び半島部のシステムについては、確実な合法木材の生産、流通及び加工ができると判断し、両システムを経たEU向け木材製品へのFLEGTライセンス（合法性証明書）の添付を認可。

システム名	対象地域	備考
サバ州木材合法性保証システム Sabah TLAS (Sabah Timber Legality Assurance System)	サバ州	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての木材取扱業者にシステム履行を義務付け。 ■ FLEGTライセンス発行。
サラワク州合法性確認システム STLVS (Sarawak Timber Legality Verification System)	サラワク州	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての木材取扱業者にシステム履行を義務付け。
マレーシア木材合法性保証システム MYTLAS (Malaysia Timber Legality Assurance System)	半島部	<ul style="list-style-type: none"> ■ EUに木材・木材製品の輸出をする業者にシステム履行を義務付け。 ■ FLEGTライセンスを発行。

4. 木材合法性保証（確認）システムの実施主体



サバ州	サラワク州	半島部
<ul style="list-style-type: none"> ■ Sabah Forestry Department (サバ州森林局) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Forest Department Sarawak (サラワク州森林局) ⇒伐採・林地立入許認可、計画書承認 ■ Sarawak Forest Corporation (サラワク林業公社) ⇒森林・伐採管理、丸太検量、課徴金額決定、輸出丸太検査、移動許可書発行。 ■ Harwood Timber Sdn. Bhd. (ハーウッド社) ⇒丸太検量、輸送許認可、加工工場検査 ■ Sarawak Timber Industry Development Corporation (サラワク木材産業開発公社) ⇒輸出入許可 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Malaysian Timber Industry Board (マレーシア木材産業庁) ■ State Forestry Department (州森林局)

5. 木材合法性保証（確認）システムの対象物品



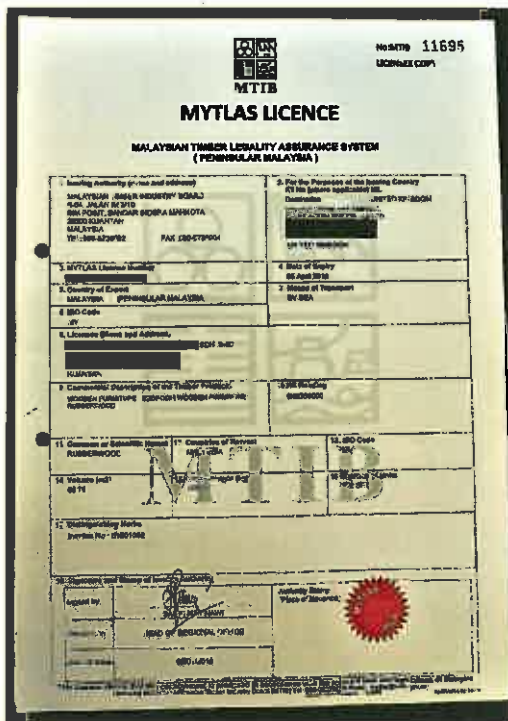
HSコード	品目	HSコード	品目	HSコード	品目
4403	丸太	4409	モールディング	4414	木製フレーム
4406	枕木	4410	パーティクルボード	4418	木製建具
4407	製材品	4411	ファイバーボード	9403	木製家具
4408	単板	4412	合板、LVL、集成材	9430	
				9640	
				9660	

6. FLEGTの木材合法性保証システムの構成事項の要点

構成事項		概要及び要点
1. 合法性の定義	法令	構成要素として憲法、国内法、慣習法及び国際条約を含み、複数の利害関係者の法令遵守の検証のための協議を通じた実用的な部分を特定するとともに、明瞭な法的定義が必要。
	定義の対象	森林の割当、伐採権の配分、森林管理、保有権または使用権の尊重、地域社会との社会的合意、木材加工、環境保護、木材輸送、労働条件、労働安全衛生、企業の社会的義務、職務と手数料、輸入手順並びに貿易及び輸出に係る事項。
2. 法令遵守の検証方法	確認	事業者またはサプライヤーは、FLEGTライセンスを発行する前に、VPAに定めた合法性の定義の全ての要件の遵守を確認。
	当局による証明・検証	サプライチェーン管理。合法性が確認された木材のみの供給を物理的確認と文書により提示し検証。
3. サプライチェーン管理	目的	合法性が確認されていない木材またはその可能性がある木材の混入防止。サプライチェーンは、堅牢で信頼性があり、既存の制度と手順に立脚。
	管理	サプライチェーン内の各リンクにおける木材の産地を確認する一連のメカニズムと手順が必要。移動と輸送にあたっては、産地を特定する確認文書の添付が必要。
4. FLEGTライセンス供与	ライセンス添付	FLEGTライセンスは木材の合法性を保証。同ライセンスの添付がない製品は、EUに輸出できない。
5. 独立監査	監査実施	独立監査の実施は、木材合法性確認システムの必須事項。独立監査機関は、EUとパートナー国が協議し任命。

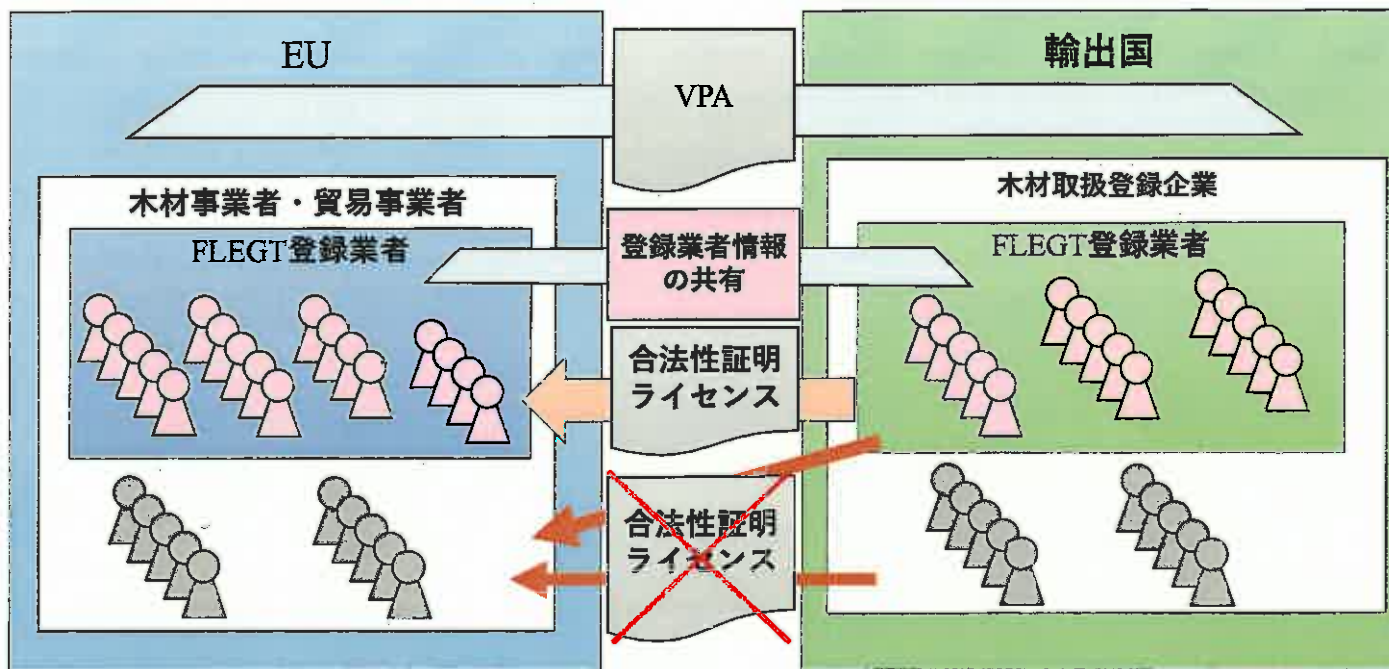
資料：FLEGTウェブサイト

7. EU向け輸出ライセンス

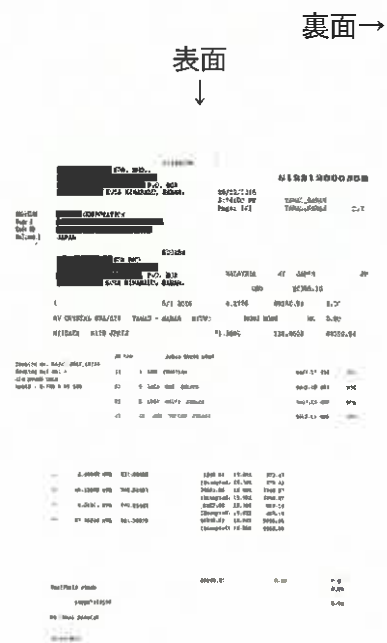


- VPAに基づきMTIB（Malaysian Timber Industry Board：マレーシア木材産業庁）が発行した輸出ライセンス（ライセンス所持者用控）。木材の合法性をマレーシア木材合法性証明システム（MYTLAS）により証する「証明書」。
- このライセンスは、マレーシア半島部でMYTLASの参加事業者として登録した業者とEUでFLEGT参加事業者として登録した業者の間の貿易に際しMTIBが発行。
- このライセンスは、英国向けラバーウッド製寝室用家具に添付されたもの。
- 2017年末、MTIBは、この輸出ライセンスをEU以外の国に輸出する物品にも適用するための検討を開始。

8. VPAに基づく合法性証明 (VPA締結当事国の登録業者間での証明)



9. 輸出申告書を利用した合法性証明 (マレーシア・サバ州の事例)



- 森林局港湾担当職員は、書類及び物品検査に適合した木材の輸出申告書の裏面にスタンプを押印し署名する。このスタンプと署名がある輸出申告書を木材の合法性証明とする。
- スタンプの押印・署名をした輸出申告書は、税関に回付。
- 税関はこのスタンプと署名がない輸出申告書を使用した木材の輸出を許可しない。
- EU向けにはこの書類への押印とともにFLEGTライセンスを発行。

10. EU以外の国に輸出する製品への産地（合法性）証明書類 （マレーシア半島部及びサバ州）

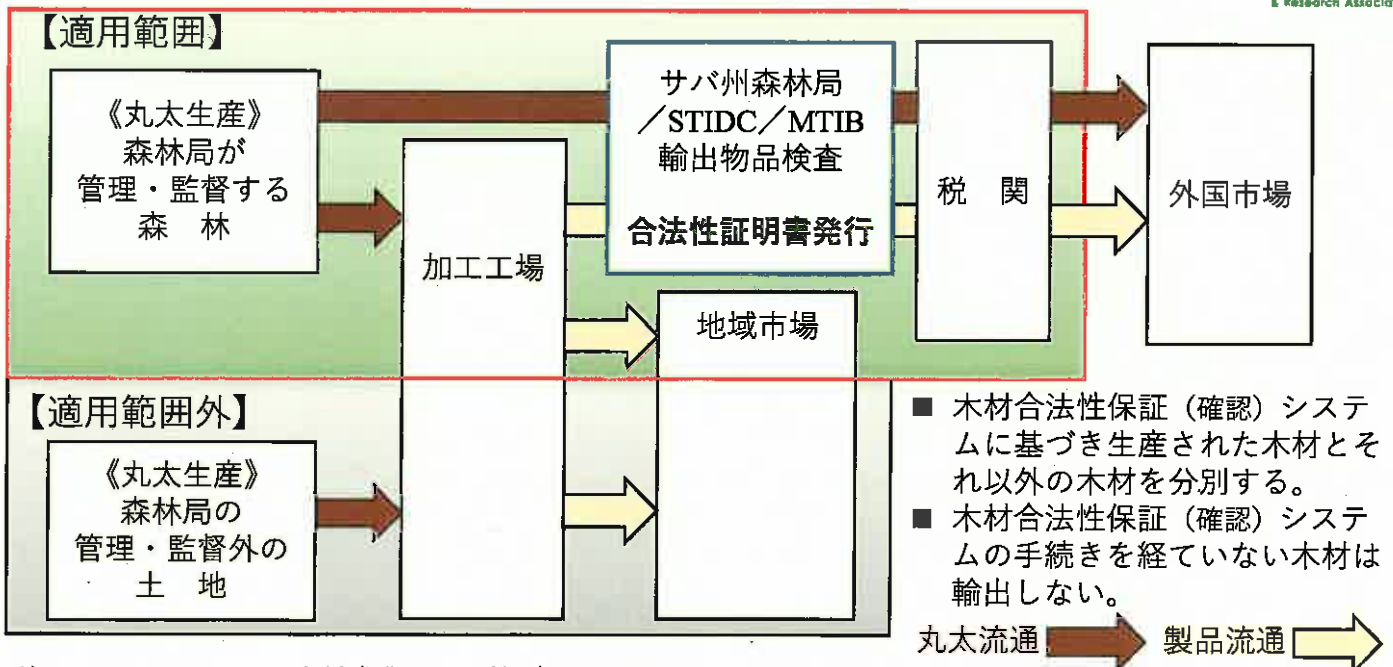
STATEMENT ON LEGALITY OF TIMBER SOURCE
MTIB

EXPORTER/COMPLIANT NAME (AND ADDRESS), SOUL, LTD. 175 PERINDUSTRIAL OFFICE, 3700 KUALAUMPUR, PANGKALAN MALAYSIA.	
CONSIGNEE (NAME, ADDRESS AND COUNTRY): TRADING FZE LTD KING'S CENTRE, SINGAPORE 06902.	
SERIAL NUMBER: 0003268	
DESCRIPTION OF GOOD: RIEL WOOD - WOODCHIPS Product: RIEL WOOD - WOODCHIPS Export: MTIB01210000922016 License/WorkDeclaration No: 11149.6093 Quantity: 11149.6093 m3 Country of Origin: MALAYSIA DECLARATION BY EXPORTER: The undersigned hereby declares that the product contained in this consignment is processed from legally sourced timber.	CERTIFICATION BY AUTHORITY: I/We hereby certify that the product contained in this consignment is made from legally sourced timber. Name: SAHPI MAT HANI Head of Section 408646 MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD (MTIB) Date: 14/10/2016
THE MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD 17 th -17 th Floor, Menara PCBIM No. 8, Jalan Pintas 12A, Cheras 56000 Kuala Lumpur MALAYSIA Tel: 603-9283 2215 Fax: 603-9283 1344 E-mail: info@mtib.gov.my Website: www.mtiib.gov.my	

Applicable for Peninsular Malaysia and Sabah

- MTIB（マレーシア木材産業庁）がEU以外の輸出先に発行しているマレーシア半島部産及びサバ州産木材の産地（合法性）証明書。
- 左の証明書は、マレーシア半島東海岸のクアンタンからシンガポールに燃料用の木材チップを輸出する際に発行。
- MTIB長官の署名とともに輸出業者の合法性宣言の記載と署名がなされている。

11. 木材流通と木材合法性保証（確認）システムの適用範囲



注：STIDCはサラワク木材産業開発公社（Sarawak Timber Industry Development Corporation）、MTIBはマレーシア木材産業庁（Malaysian Timber Industry Board）の略称。

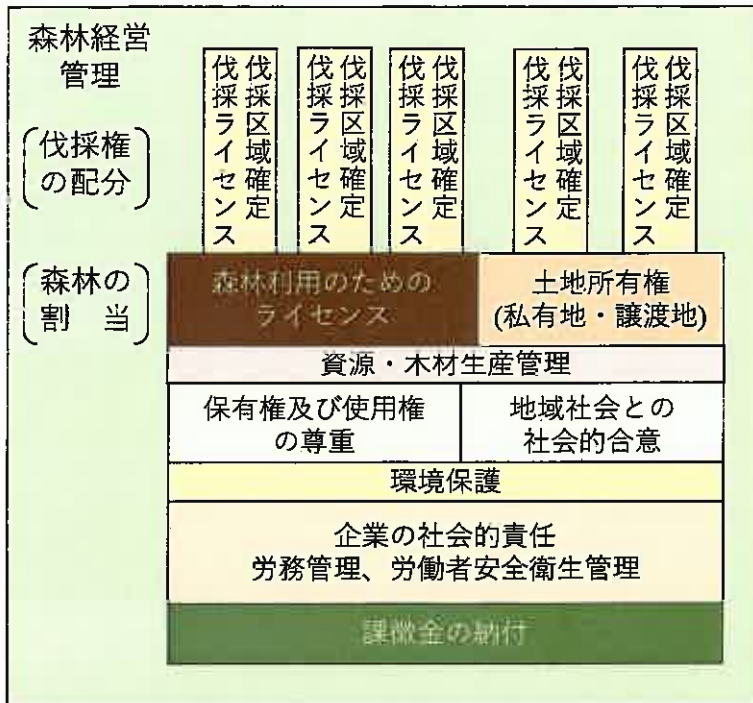
12-1. 木材合法性保証（確認）システムの基準と標準

標準 基準	サバ州	サラワク州	半島部
	Sabah TLAS	STLVS	MYTLAS
基準1 伐採権	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採区域の承認 ▪ 伐採ライセンス及び林班立入許可書発行 ▪ 環境影響調査 ▪ 伐採計画 ▪ 伐採区域境界確定 ▪ 立木調査 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採許可 ▪ 環境影響調査・環境保護 ▪ 森林経営計画 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州当局による伐採区域の承認 ▪ 伐採ライセンス発行 ▪ 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得 ▪ 環境影響調査 ▪ 計画策定及び森林区分登録
基準2 林内作業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採施業管理 ▪ 木材生産管理 ▪ 丸太輸送 ▪ 労働安全衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採区域・保護区境界確定 ▪ 毎木調査 ▪ 木材生産管理 ▪ 丸太輸送 ▪ 労働安全衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採区域境界確定 ▪ 立木資源調査 ▪ 伐採事前影響評価 ▪ 木材生産管理 ▪ 立木へのタグ付及び環印の表示 ▪ 丸太輸送 ▪ 労働安全衛生
基準3 徴税	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ロイヤリティー及び手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ロイヤリティー及び手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ロイヤリティー及び手数料

12-2. 木材合法性保証（確認）システムの基準と標準

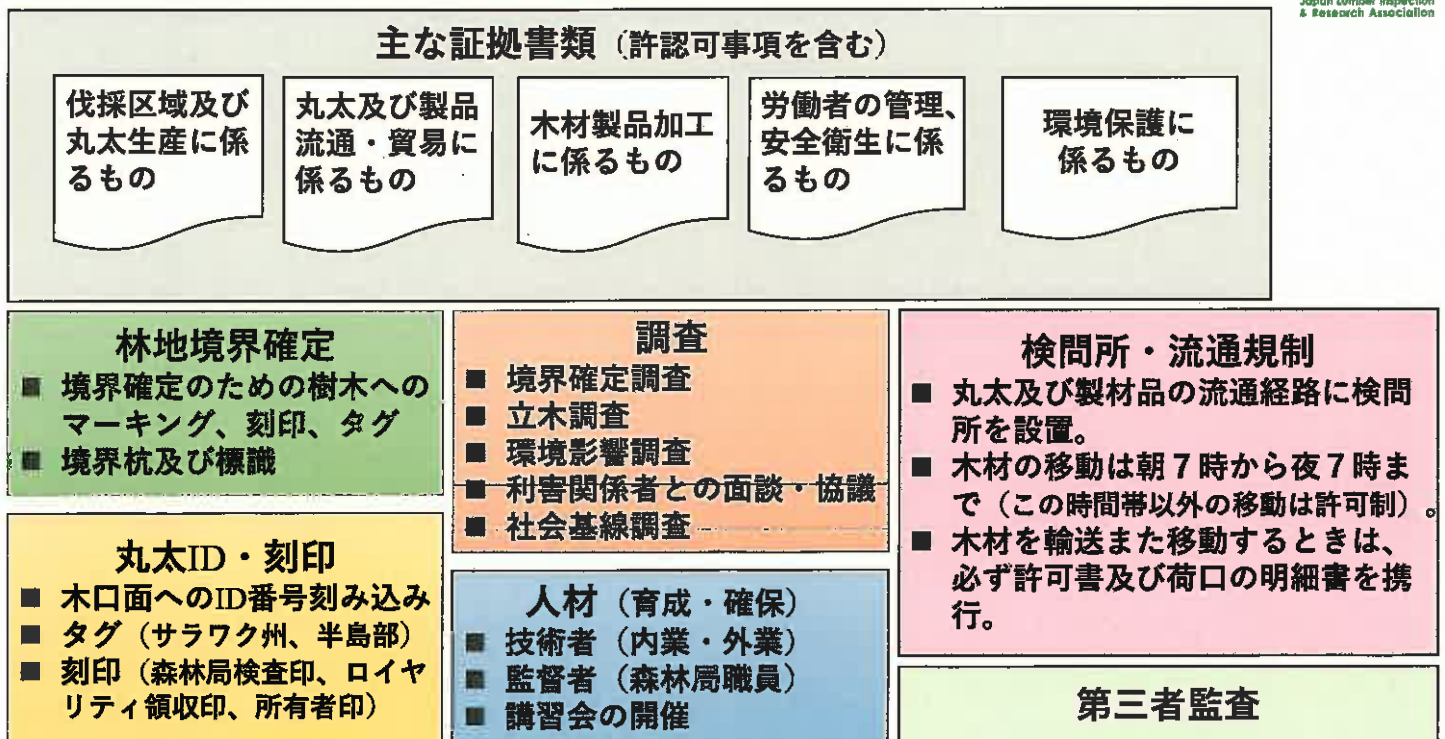
標準 基準	サバ州	サラワク州	半島部
	Sabah TLAS	STLVS	MYTLAS
基準4 その他の権利	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 占有・利用に係る地域の利益及び権利 ▪ 先住民の利用権 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先住民の利用権 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先住民の権利
基準5 工場の操業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 工場ライセンスの発行、更新及び書替並びに操業条件 ▪ 労働安全衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 工場操業許可書の発行・更新及び操業管理 ▪ 丸太の入出荷 ▪ 労働安全衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 工場ライセンスの発行及び操業条件 ▪ 移動式製材機及びチップターの登録 ▪ 労働安全衛生
基準6 貿易・関税	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出許可 ▪ 輸入規制 ▪ 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送 ▪ サラワク州産木材の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業登録 ▪ 州内取引 ▪ 輸入規制 ▪ 丸太、製材品及び単板の輸送 ▪ 輸出規制 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出のための企業登録 ▪ 輸出規制 ▪ 輸入制限 ▪ サラワク州産木材の取扱い ▪ 輸入丸太の輸送

13. 森林の割当と伐採権の配分

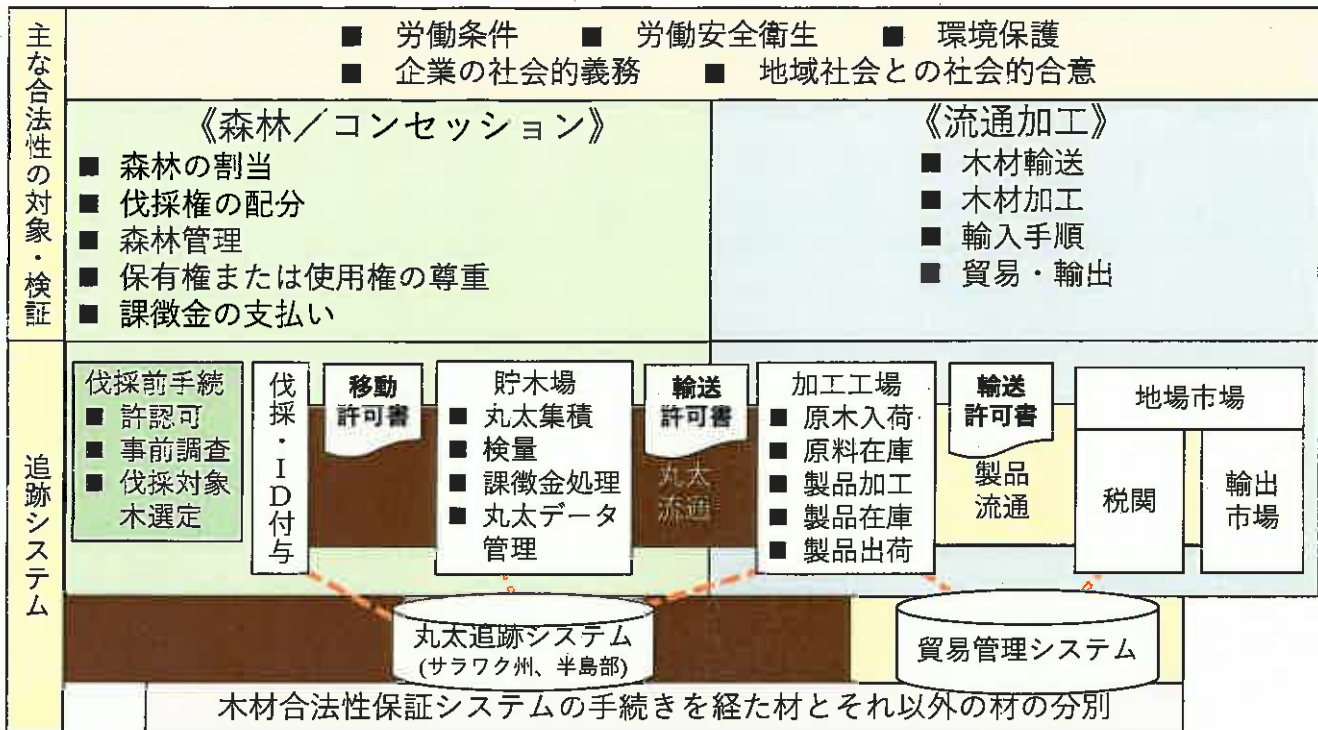


- 木材合法性保証（確認）システムによる伐採区域の確定及び伐採ライセンスの発行は、森林利用のためのライセンスまたは土地所有権が確定している森林の所有者またはライセンス所持者に対して行う。
- サバ州及び半島部の木材合法性保証システムでは、商用林への利用可能性を調査・審査し、公募入札または申請により森林を割当。
- サラワク州木材合法性確認システムでは、すでに割り当てている森林において伐採区域を確定し、同区域を対象に伐採ライセンスを発行する。

14. 合法性を確保するための主なツール



15. 合法性保証（確認）システムの概念図



16. 運用中のトラッキングシステム (1) 主なデータ、DBの運用範囲

● 丸太 ● 製品 ● DB

主なデータ	立木調査	伐採	搬出	山土場(検量)	丸太輸送	貯木場	丸太輸送	工場ゲート	工場	製品輸送	地場消費地	輸出前検査	税関
立木番号	●	●	●	●	●								
丸太生産ID				●	●	●	●	●					
ライセンス番号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
丸太樹種、寸法	●	●	●	●	●	●	●	●					
製品寸法材積									●	●	●	●	●
移動許可書		●	●										
輸送許可書				●	●	●	●	●					
DBの適用範囲				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

丸太追跡システム (サラワク州、半島部)

税関管理システム (輸出用)

データ入力

加工プロセス

整合性確保

整合性確保

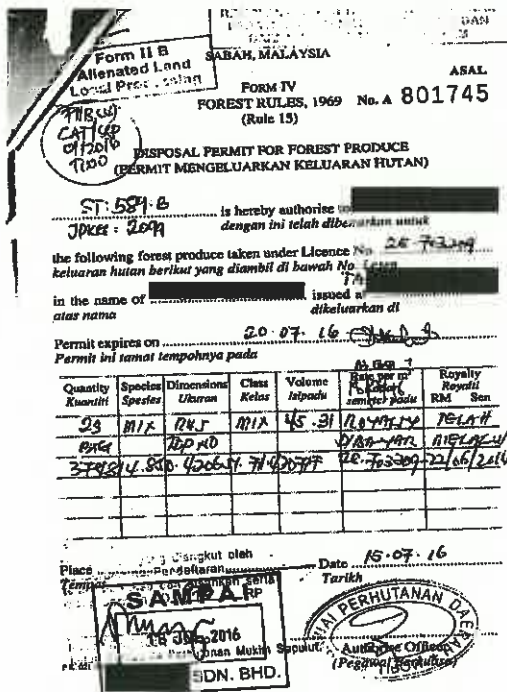
16. 運用中のトラッキングシステム (2) データの取扱いの特徴

個別の丸太または製品のデータを荷口単位で管理して複雑な荷口属性を構成し、管理していない木材または製品の混入や流入を防止する。

トラッキングに使用する主な書類及びデータベースシステムは次の通り。

- 移動許可書 (Removal Pass)
 - コンセッション、港灣、その他の特定の限られた範囲内で木材を移動するときに使用。材積合計値その他の概要データを記載し、明細書と対にして用いる。
- 輸送許可書 (Transit Pass / Removal Pass - Transit)
 - トラックまたは船舶その他の輸送手段を用いて、木材を移動するときに使用。材積合計値その他の要約データを記載し、明細書と対にして用いる。
- 除却許可書 (Disposal Pass)
 - 輸送している木材の荷口を解くときに使用する。材積合計値その他の要約データを記載し、明細書と対にして用いる。
- 明細書
 - 荷口に含まれる各木材のデータの一覧表で、上記3種類の許可書と対にして使用する。
- データベース
 - ◆ 木材追跡システム (サラワク州及び半島部) ◆ 税関DBシステム (全国)

16. 運用中のトラッキングシステム (3) 木材除却許可書と明細書の事例



Form II B Alienated Land Local Proclamation
SABAH, MALAYSIA
FORM IV FOREST RULES, 1969 No. A 801745 (Rule 15)
DISPOSAL PERMIT FOR FOREST PRODUCE (BERMIT MENGEKLUARKAN KELUARAN HUTAN)
ST. 584-B
JKK: 2019
Permit expires on 20.07.16
Quantity, Species, Dimensions, Class, Volume, Rate, Royalty
23 MIX 24.5 111A 45.31 110-1112 TELAK
37924.810 42064.71 42077 42.76329 22/05/2016

右の明細書の
内容で構成す
る荷口を要約
した左の許可
書で管理する。
(23本、45.31
m³の丸太)

輸送中はこれ
らの書類の携
行を義務づけ。
(サバ州の事例)

LOGGING TRUCK HAULING

DELIVERY NOTE
Lorry No.: ST 584-B JP 46 2099 DN No. A 18295
From: No. 15-04-10

Camp No.	SPECIES	Length m	D.1 cm	D.2 cm	AVERAGE D.3 cm	VOLUME m ³	REMARKS
1	MAG	19.8	47	28	25	1.71	
2	LRN	18.2	47	28	25	1.29	
3	LRN	20.8	46	26	26	2.12	A/B
4	LRN	21.0	45	26	26	2.28	
5	MAG	20.4	51	28	27	2.23	
6	MAG	10.9	46	23	27	1.29	
7	KS	22.0	47	24	24	0.94	
8	LRN	20.7	46	20	21	1.17	A/B
9	LRN	19.8	55	22	20	0.89	ST 584-B
10	LRN	21.0	44	21	25	2.08	
11	MAG	9.3	53	29	26	1.35	
12	DBA	18.4	44	20	28	1.04	
13	LRN	18.2	46	28	22	1.06	
14	SIM	16.0	40	29	40	0.83	
15	LRN	19.0	47	23	23	1.22	A/B
16	WS	18.0	42	40	41	2.44	
17	MAG	12.8	49	28	26	1.40	
18	SIM	8.0	59	48	51	1.03	
19	PUL	7.2	43	27	40	0.90	A/B
20	LRN	22.0	40	24	27	2.08	A/B
21	MAG	9.8	51	21	26	1.02	
22	KS	13.2	41	26	25	1.27	
23	KS	15.0	28	22	20	1.06	
24	CR	16.2	40	23	22	1.20	
25							
26							
TOTAL LOGS						23	45.31

DELIVERY BY: MIMEN
CHECKED BY: [Signature]
RECEIVED BY: ERIC
18 JUL 2016

17. 加工ラインにおけるCoC確保（サバ州）

【CoC開始の通達】

2016年12月20日、サバ州森林局長は、サバ州木材合法性保証システムの基準1から基準6までを貫徹するCoCの開始及び移動許可書への「サバ州木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印実施をサバ州の全営林署長宛に通達。

昨年7月の調査時は、各工場が具体的対応を模索中。

【加工工場におけるInput、Output管理】

- 以前より、原料投入量及び生産量を報告する「生産月次報告書」を森林局に提出。

《合板工場の報告書内容の事例（生産及び販売に係る事項）》

- ①原料
 - ・丸太在庫量、丸太入荷量、丸太消費量、丸太販売量
 - ・天然林材人工林材ゴム材別丸太投入量及び単板合板生産量
 - ・樹種別丸太投入量 ・等級別丸太投入量
- ②生産量
 - ・ロータリーレース・スライサー別Face・Back・Core別樹種別単板生産量
 - ・ロータリーレース・スライサー別樹種別単板生産量
 - ・普通合板製造量及び樹種別単板使用量 ・表面塗装合板製造量
 - ・ブロックボード製造量 ・幅はぎ板製造量
- ③製造コスト（㎡あたり）（ロイヤリティーを除く）
 - ・単板・普通合板・表面塗装合板・ブロックボード・幅はぎ板別製造、取扱い、在庫、輸送、積降ろし、一般管理コスト
- ④単板・普通合板・表面塗装合板・ブロックボード・幅はぎ板別仕向先別単板販売量、同樹種別販売量

18-1. 先住民の権利

先住民地域や先住民居住地の設定その他の先住民の権利に配慮した活動の実施は、各州の判断にまかされているため、州別に対応が異なる。

【木材合法性保証（確認）システムにおける先住民の権利に係る事項】

(1) サバ州木材合法性保証システム

①森林利用計画策定時の対応

- ライセンス所持者は、10年間の森林利用計画作成時にライセンス区域の社会的ベースライン調査を実施。
- 同調査では、ライセンス発給区域内及びその境界から2km以内に存在する集落の人口及び面積の確定とそれらの詳細データを収集。

②利用計画の承認プロセス

- 森林局は、森林利用計画の地図に示されたエリアが伐採活動対象地から除外されているか確認。
- 土地測量局は、先住民慣習権が申立てられた区域を操業ライセンス発給前に対象区域から除外。

- 森林局長は、次の事項のいずれかの要求があるときは、先住民が州有林または私有林から丸太を伐採するためのライセンスを発行できる。
 - ・先住民及びその家族の居住用住宅の建設・修繕。
 - ・先住民が合法的に占有する土地の壁、小屋の建設。
 - ・先住民のボートの製造・修理。
 - ・家事用の薪。
 - ・先住民の村の診療所、学校、公民館、礼拝堂、橋、その他伝統以外に使用する場所を含む公共利益のための建造物の建設及び維持。

18-2. 先住民の権利

(2) サラワク州木材合法性確認システム 先住民の権利は尊重。

①疑義の解決

先住民の利用権及び所有権に対する第三者の疑義は認めない。クレームは、次によって解決。

- 森林活動と保証に関する合意。
- 集落との公式な制度によるコミュニケーション
- 未解決のコミュニティの要求及び紛争を解決するための公式な制度。
- 合意に達していない先住民の慣習権がある森林地帯での収穫行為の禁止。

②州有地の伐採ライセンス

- 伐採ライセンスの対象地から慣習権が存在する地域を除外。
- 慣習権が存在する土地の所有者からの事前承諾及び森林局長の許可があったときは、伐採可。
- 共同体の希望によりコミュニティ林設定可。

(3) マレーシア木材保証システム

- 先住民地域は官報に掲載。
- 先住民地域及び先住民居住地域での森林伐採禁止。
- 営林署長は、現地調査によりこれらの地域が伐採対象地から除外されているか確認。
- 州森林局長は、これらの地域を確認し、土地所有者から同意書が得られたときのみ伐採ライセンスを発行可。
- 州森林局は、70m²未満の木材及び特用林産物生産のためのライセンス（ロイヤリティ免除）及びこれらの林産物を移動するためのライセンスを発行できる。

20. 詳細資料

- 平成28年度林野庁委託事業 「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書

下記URLからダウンロードできます。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/h29/h29report-1.pdf>



東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会説明資料 [修正版]

2018年7月

一般社団法人 緑の循環認証会議(SGEC/PEFCジャパン)

2017年12月15日の第18回「持続可能な調達ワーキンググループ」及び
2018年7月13日の第23回同グループにおけるヒアリング対象者からの発表及び、委員からの御
意見について、PEFCの見解をお示します。

1

1: インドネシアの認証制度(IFCC)は、林地転用問題に関する認証規格が不十分であり、森林減少の問題を引き起こしているのではないか。

回答要旨: いいえ、IFCCには林地転用に関する明確な関連規定があります。

- 1 IFCCの森林管理(FM)認証規格では、天然林から人工林への転換を含む林地の他用途への転換について、次の要件を満たすことを要求しています。
 - a) 転換は、国の法令及び土地利用計画に準拠するもので認可を受けたもの。
 - b) 転換が、森林関連インフラの建設あるいは地域コミュニティの生計・福祉の為に必要なものであり、社会・経済・環境面での便益に長期にわたる貢献をもたらすもの。
 - c) 転換が、保護区域や、環境面・社会面で重要なビオトープ内で行われるものではないこと。
 - d) 森林管理ユニット内の転換総面積は、当該ユニットの総森林面積の5%を超えないこと

2: インドネシアの認証制度(IFCC)では、泥炭地開発に関する認証規格が欠落しており、その保全措置がとられていないのではないか。

回答要旨: IFCCの規格では「泥炭地」は「湿地」に含まれており、その保全が要求されています。

- 1 IFCCのFM認証規格においては、関係法令を遵守することを要求しており、この関係法令には、インドネシア政府の「泥炭生態系の保護と管理」に関する政令(インドネシア国2014年政令第71号。2016年政令第57号により改正)が含まれます。
- 2 さらに、IFCCのFM認証規格においては、「湿地帯」について「生態系と水分機能の管理」及び「生物多様性の管理」の観点から、地域を特定するとともに調査・分析を行い、その保護・保全対策を講じることを要求していますが、ここでの「湿地帯」には泥炭地が含まれています。

3

3: PEFCの認証制度には、外国人・移住労働者の搾取問題に関する認証規格が欠落しているのではないか。

回答要旨: PEFCのFM認証規格では、「労働者」の用語において特に外国人、移住労働者を排除しておらず、こうした人々も「労働者」に含まれます。

また、国籍などで労働者を差別しないことを含めてILO基本条約を遵守する旨を規定しており、労働者の権利の保全に努めなければならないこととしています。

4

4: PEFC認証制度では、社会紛争地から生産された木材に関する認証規格が不明確ではないか。

回答要旨: いいえ。PEFCでは、FM規格とCOC規格において、この問題に関する規定が設けられています。

- 1 PEFCのFM規格においては、先住民や第三者の権利の範囲に関して紛争が発生している場合には、公正な解決のために規格が定めたプロセスに従って、解決を図ること、および、その際には、管理者は当面の措置として、該当認証地域で定められている工程、役割、責任を尊重し、森林管理に関わる意思決定に関与する機会を与えなければならないとしています。(PEFC ST 1003 5.6.4)
- 2 また、COC規格においては、すべての投入木材について、デューディリジェンス・システム(DDS)によって、「問題がある出处」からの木材調達のリスクを極小にしなければならない旨規定しており、下記などの「紛争木材」を使用してはならない旨が明確に規定されています。(PEFC ST 2002:2013)
 - ・「林業従事者の健康と労働問題」、
 - ・「先住民の財産、土地保有権、土地 使用権」、
 - ・「第三者の財産、土地保有権、土地使用権」等を含む森林に関わる行為で、国際条約や国内法等を遵守しないもの

5

5: PEFC認証制度には、認証CoC企業等の腐敗防止、認証外の違法行為に対する措置が欠落しているのではないか。FSCは腐敗企業、認証外の違法行為に対する絶縁措置(Disassociation)を制度として有しているが、PEFCにはこれに該当する制度がない。これは問題である。

回答要旨: PEFCは、認証機関による審査や評価への第三者の介入は、権限の集中や政治的判断を招く恐れがあるとするISOの考えに同調します。

- 1 PEFC認証制度は、公正な第三者認証制度として認められているISOの原則を取り入れ、スキームオーナー、認定機関及び認証機関の三者がそれぞれ厳格に独立した役割・機能を果たす分業の仕組みに基づいて管理運営されており、認証プロセスにおける権限の集中や偏向を防止し、それぞれ専門家である三者間の独立性を確保するために、他の役割や機能への介入を禁止しています。適格な認証審査の実施、認証の決定や解消についての責任は、認証機関が負うものであり、その決定や解消に関しては外部者が介入してはならないとしています。

6

2 PEFC認証制度では、認証機関による審査を経て付与された認証を、スキームオーナーが認証の範囲外の理由で剥奪できるような仕組みはありません。そうした仕組みは、認証制度の恣意的な運用やプロセスの政治化につながるおそれがあると考えています。他のISO認証でも、当該認証の審査基準以外の要素で認証を剥奪するようなことはありません。

3 また、PEFC認証制度は、林業や関連業界に対する持続的な森林経営の価値とその便益に関する理解を世界的に啓発する使命を重要視しています。その観点から、認証範囲以外において現状にあっては必ずしも持続的森林経営をしているとは言えない場合であっても、持続的な森林経営の価値とそれがもたらす便益の理解が進む結果、森林管理者によって必要な是正措置が講じられる場合には、これを認めて認証を進め、全体としての森林管理のレベルアップを目指すこととしています。

6 PEFCの認証制度には、認証材に混合して利用可能な非認証材、即ち管理材の認証基準のレベルに問題があるのではないかと。管理材を合法性の基準のみで判断しているのではないかと。

回答要旨： いいえ。PEFCの管理材は、「問題のある出处」から調達された木材ではないことについて、林地転用を含め、持続可能性に関わる様々な観点からデュー・ディリジェンスを実施することが要求されています。

※ 「問題のある出处」とは、下記に当たる林業活動。

- (a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法を遵守しないもの
 - － 生物多様性の保全および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
 - － 環境的および文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業
 - － 保護の対象となっている種や絶滅危惧種(CITESの要求事項を含む)
 - － 林業従事者の健康と労働問題
 - － 先住民の財産、土地保有権、土地使用权
 - － 第三者の財産、土地保有権、土地使用权
 - － 税や使用料の支払い
- (b) 伐採国の林業部門に関わる交易および関税に関する法令を順守しないもの
- (c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用
- (d) 一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換

7 PEFCオーストリアのCoC企業では、違法伐採材を管理材に含めているのではないかと。FSCでは、当該企業に対して絶縁措置を講じているが、PEFCでは当該企業のCoC認証を継続している。これは問題である。

回答要旨： PEFCのCoC認証企業が違法木材を管理木材に混入していることはありません。

1 オーストリアのPEFCのCoC認証企業について、2015,6年当時ルーマニアにおける違法伐採に関与しているのではないかと疑義を持たれたことはありますが、その後、認証機関が検証した結果、違法伐採に関する疑義が持たれるような事実は確認されませんでした。

2 また、当該企業については、上記疑義が根拠となって、現在、FSCから絶縁措置を受けていると聞いていますが、2017年9月のFSC理事会に提出された独立した専門家による調査報告書においては、当該企業が違法な木材を扱ったことを示す根拠は示されていないと理解しています。

調査報告書へのリンク：<https://ic.fsc.org/en/what-is-fsc/what-we-do/dispute-resolution/current-cases/holzindustrie-schweighofer-hs>

9

8 インドネシアのIFCCのCoC認証を取得している2つの大手紙企業について、昨年从今年度にかけて泥炭地管理に関する規制違反が報道され、政府による是正措置が適用されているが、IFCCによる当該紙企業に対するCoC認証の停止や一時凍結措置が確認できないが、これは問題ではないか。また、これらの紙企業に関しては、土地紛争も長年続いており、多数発生しているにもかかわらず、何ら措置がとられていない。これは問題である。

回答要旨： 認証の審査について不服のある者は誰でも、各国のPEFC認証管理団体の定める不服申し立て手続きに従い、具体的な根拠を付して申し立てを行うことができます。

申し立てを受けた認証機関は、ISO/IEC17065に基づき、透明性のある手続きで対応する体制が確立されています。

[参考] 苦情の相手と申し立て先

苦情申立相手	申し立て先
PEFC評議会	PEFC評議会
各国認証管理団体NGB	NGB又はPEFC評議会
認証を受けた団体・組織	認証機関
認定を受けた認証機関	認定機関
認定機関	国際認定フォーラムIAF

10

9 PEFCの認証制度は、認証機関の審査状況を確認するための認定機関の能力が、FSCよりPEFCでは脆弱である。これは問題である。

回答要旨： 認定機関の能力を含め、制度の信頼性については、ISO方式を採用するPEFCこそ盤石といえます。

- 1 PEFCの場合、国際認定フォーラム(IFA)の加盟メンバーである認定機関が認定業務を実行します。
(原則として各国に一つであり、日本は「日本適合性認定協会(JAB)」)
- 2 認定機関自身の技量と質については、IAFの相互承認協定(MLA)に基づき、国際IAFが指定する他国の認定機関代表による厳正な審査を受けます。IAF 相互承認メンバーは、相互承認後4年毎に再評価を受けます。
- 3 認定機関は、スキームオーナーが策定する認証機関が満たすべき要件に基づき、認証するために必要な能力や資質、そして独立性などに関して厳格に審査し、認定します。
- 4 PEFC認証制度においては、以上のように、独立した認定機関による認証機関に対する厳しい審査・監査体制を保持し、認証機関の適正な認証業務の遂行を担保しています。

11

10 マレーシアのPEFC認証(MTCC)に基づき認証された木材については非常に問題がある。

回答要旨： 該当の合板は審査の結果認証品として認められたものであり、特定の国や企業の製品であることを理由に問題があると主張することは不適切と考えます。PEFC認証材・製品について問題があるとする者は、その解決のためにもPEFCの正式な手順にしたがって苦情を申し立てるべきです。

- 1 PEFC認証材・製品については、PEFC認証規格に適合していることを認証機関が厳格に審査しています。
- 2 なお、特定のPEFCの認証材・製品の認証規格との適合性について疑義がある場合は、関係国の認証機関に対し具体的な根拠を付して申し立てれば、認証機関はISO/IEC17065に基づき透明性のある手続きで対応する体制が確立されています。

※第23回WGで環境NGOから指摘のあった「ロング・ジェイク村」や「ハート・オブ・ボルネオにある伐採権所有地」及び「アナップ・ムプット森林管理ユニット」に関する苦情が提出された事実は確認されておりません。

12

11 SGECの先住民(アイヌ)の規格はPEFC認証規格に適合していないのではないか。現に、今回、SGECのPEFCとの相互承認に当たって条件が付されていると聞いている。

回答要旨： 当該条件についてはすでに満足されています。

1 アイヌ関連規格については、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもとに、関連する国際条約や国内法を尊重・遵守するとともに、国際及び国内慣習法に基づく諸権利に十分留意しつつ、FPIC(自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行い、アイヌ民族の諸権利の保全を図ることとしています。

2 2017年6月のPEFCとの相互承認以降においても、北海道アイヌ協会との協議等を通じて、アイヌ民族に対する理解を深め、運用規定の一部改正を行い関係規格の適切な実施に努めています。なお、2016年6月付でPEFCとの相互承認に当たって条件が付されましたが、2017年10月付で、SGEC森林認証規格はPEFC国際認証規格に適合している旨認められています。

3 今後においても、北海道アイヌ協会とは協議を重ねると共に、識者の意見も聴き、先住民としてのアイヌ民族について一層の理解を深め、先住民としての慣習等の諸権利が保全され、その尊厳が守られるよう努めていくこととしています。 13

12 PEFCの管理材は、理論上、論争のある供給源を避けることとなっているが、地域やサプライヤーによってはこのシステムは概ね信頼できない。また、国の統治や法執行が不十分な国のPEFC認証は信頼性が確保できていないのではないか。

回答要旨： 管理材のDDSにおいては、腐敗指数の低い国からの原材料については「高リスク」として、リスク軽減措置を求めています。(リスク軽減措置の結果「低リスク」となったもののみ使用することができます。)

管理材のDDSの実施に当たっては、

①由来のレベルで「国別の腐敗認識指数(CPI)が50未満の国」や「森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている国・地域」等、及び

②供給連鎖レベルで、「該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠」等

に該当する場合は、情報を収集・分析してリスク評価を行い、是正措置を講じてもなお極小リスクとして分類できない場合には市場出禁止の措置を講じることとしています。

「12」の参考資料：PEFCのDDS

以下の図で、「由来レベルの見込み」と「供給レベルの見込み」の1つまたは両者が「高い」場合は「重大リスク」として更なるリスク軽減措置をしなければならない。



高リスク見込み となる指標（抜粋）

* 1 由来レベル

- 国際透明性機構(TI)が提示する国別の腐敗認識指数(CPI)が50未満の国
- 該当国で武力紛争が発生している。
- 該当する国/地域において森林の統治や法制の実行の度合いが低水準と認識されている。
- 樹種が、「出処に問題がある」の対象範囲に含まれる行為の発生と関連すると認識されている。

* 2 供給連鎖レベル

- この検証システムに基づく最初の検証以前の行為者及び段階が不明である。
- この検証システムによる最初の検証以前に、該当の木材または木材製品が取引された国/地域が不明である。
- 樹種が不明である。
- 該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠。

15

13 PEFC認証はプロセスを重視するものであり、(FSCと違って)パフォーマンスが十分保証されるものではない。

回答要旨： PEFCにおいてもFMおよびCOCのパフォーマンスは保証されています。

- 1 PEFCの森林管理(FM)認証を実施する認証機関は、多くの場合ISO/IEC 17021-1、即ち、「マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に関する認定規格」に基づき、認定を受けているが、認証機関のFM認証に当たっては、FM認証規格の求める具体的な森林管理に対する要求事項について、その適合性を審査することとしており、森林管理のパフォーマンスは保証されています。
- 2 また、PEFCのCoC認証を実施する認証機関は、ISO/IEC 17065、即ち、「製品認証機関に関する認定規格」に基づき認定を受けており、認証機関は、まさしくCoC認証規格の求める具体的なCoC認証企業の認証材管理について、その適合性を審査することとしており、CoC管理のパフォーマンスは保証されています。

16

14 PEFCとFSCで対応や見解が異なるようなものは最初から排除すべきである。

回答要旨: PEFCもFSCも、世界で専門家を含む非常に多くのステークホルダーが支持しています。PEFCを支持するステークホルダーは、あるべき森林管理の方法に関する考え方が世界で唯一であるべきとは考えていません。関係者による持続可能な森林管理の推進のための努力や成果、またそうした多数の支持者の存在を無視するのではなく、共に有効な方法として捉えていただきたい。

- 1 PEFC森林認証制度は、国際的に広く認められているISOの原則を採用するとともに、世界の149か国の政府が支持する持続可能な森林管理のための「政府間プロセス基準」を森林管理のベースとし、各国の独自性を重要視するグローバルかつローカルな国際森林認証のネットワークを構築することを目標としています。
- 2 各国の認証制度との相互承認に当たっては、PEFC国際規格の水準に適合することを、独立したプロの審査員が300以上の要求事項に照らして、透明、公開、公正かつ厳格に検証しています。
- 3 このようなシステムの下、現在PEFCには世界49ヶ国の森林認証制度が加盟し、そのうち38カ国の森林認証制度が相互承認され、認証森林面積は約3億4百万haと、世界最大の森林認証制度として世界の多くの方々から支持をいただいています。この事実を十分踏まえてPEFC認証制度について評価をして頂きたいと考えています。

17

15 PEFCとFSCを、政府など第三者性・中立性の高い機関が評価しているものはあるか。

回答要旨: 英国政府による評価、オランダ政府によって、PEFCとFSCが同レベルであるとする評価が出ています。

・英国政府: CPETによる評価 Central Point of Expertise on Timber (CPET)

英国政府の木材調達方針のための第三者諮問機関。政府の調達方針に関する合法性と持続可能性に関する証拠の評価基準の作成など。違法伐採に関する調達方針は、すべての契約は最低限の要求事項として合法材であること、持続可能な木材が望ましいとされている。

・ CPET評価報告書による総合点:

PEFC: 96%

FSC: 94%

評価の基準

1. 森林認証規格:

合法性の遵守(違法伐採でないことの確保など5項目)、持続可能性の要求(エコシステム確保、土壌・水源・生物多様性の保護、労働安全、先住・地元民の権利、農薬管理、絶滅危惧種の保護など11項目)、規格制度のプロセス(様々なステークホルダーの参画など3項目)

2. 認証(認証審査の信頼性と公開、苦情への対処など7項目)

3. 認定(1項目)

4. CoC(認証製品のトレーサビリティ、非認証材の合法性確保など6項目)

5. 国レベルへの適用(上記の項目が各国に適用されているかの1項目) Source: Results of the Evaluation of Category A Evidence: Forest Certification Schemes (October 2015)

・オランダ政府:TPACによる評価 Timber Procurement Assessment Committee
 政府により設立された木材調達評価審議会。基準案に基づいて認証制度を評価している。

* TPACの発表によれば、TPACの評価に基づきオランダ政府はオランダにおける公共調達方針に、PEFC及び、PEFCと相互承認をしPEFC規格に適合している旨検証されているMTCS規格も完全に受け入れることを決定した。

(出典 <https://www.tpac.smk.nl/32/home.html>)

Principle指針の例:

法律適用性、生物多様性、地元経済への貢献、マネジメントシステム、労働安全などFM9指針、CoCシステム、ログ使用などCoC3指針、意思決定と上訴の手順、認定、などDAM5指針 2= 完全に対処されている, 1=部分的に対処されている, 0=対処が不十分

PEFC International																		
Score	持続可能な森林管理 (SFM)									CoC			開発、適用、及び管理 (DAM)					PEM*
	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7	P8	P9	P1	P2	P3	P1	P2	P3	P4	P5	
2																		
1																		
0																		

FSC v4																	
Score	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7*	P8	P9	P1	P2	P3	P1	P2	P3	P4	P5
	2																
1																	
0																	

* PEM: メタ・システムによる認証制度の相互承認手順

* 指針7には2つのスコアがある: 低所得国: 1, その他: 2

19

出処: Summary Report of the Final Judgment of PEFC (Jun 2010) & FSC (March 2015) by TPAC

16 今後の議論について

前回のWGのヒアリングで、認証を取っているだけでは不十分だから追加の確認をすべき、というご意見があったことについて

- PEFC認証制度では、管理材も含めて、持続可能な木材であることを第三者認証によりの確に担保できる信頼性の高いシステムとなっている。また、認証審査に疑義があったとき等のために苦情処理のメカニズムも備えている。
- 以上の通り、ご指摘の追加確認を行わなくても、持続可能な木材を十分に調達することが可能であると考え。仮に、追加確認を実施したとしても、専門的な第三者機関が審査したこと以上に客観的な確認を行うことは困難ではないか。
- 企業にとって、認証取得だけでも手間やコストには大きなものがあり、それ以上を求めることは、その意義や企業の過重な負担とを考えれば非現実的であると考え。そのような、かけるコストと得られる効果を踏まえた冷静な議論を望みたい。

2017年10月17日

PEFC 認証材・製品について

PEFC-Japan

一般社団法人緑の循環認証会議 (SGEC)

昨今、一部の機関から PEFC 認証材・製品の信頼性について疑義が呈されておりますが、PEFC 国際認証制度は、各国の認証制度との相互承認の制度を確立し、その認証システムとしては、スキームオーナー、認定機関及び認証機関の三者が厳格に独立した形で運営され、認証材・製品の信頼の確保を第一義としております。

即ち、PEFC 相互承認の制度については、信頼ある独立した各国森林認証制度間の適合性を実現し、持続可能な森林管理のための統一かつ高レベルの森林認証制度を世界的に確立してこれを実現することにあります。

このため、PEFC は、PEFC 相互承認を受けた森林認証制度を有する全ての国において同一かつ高い水準で適用されていることを検証しております。具体的には、各国の森林認証制度を対象に公開かつ透明で独立した相互承認プロセスを実践し、その水準が世界のすべての PEFC 相互承認を受けた認証制度にも適用されていることを検証しております。

また、PEFC 認証システムについては、国際的に広く認められている ISO の原則を取り入れており、国際認定フォーラム (IAF) に加盟する各国の認定機関は、認証機関について、その能力、資質、独立性などに関して適格な審査に基づいて認定することとしております。

認定機関の認定を受けた認証機関は、スキームオーナーが管理する森林認証規格の要求事項に基づき、森林管理者、木材・木製品、紙の加工者などによって遵守されているかどうかについて適格な審査によって検証し、認証することとしております。

更に、スキームオーナー、認定機関及び認証機関は、独立してそれぞれの責務を果たすこととしており、市民・消費者等関係者からの苦情については、その内容によって関係する機関において速やかに対応し、認証制度の信頼の確保に努めることとしております。

現在、日本に輸入されている PEFC 認証材・製品については、産出国において先に述べた認証システムに基づき適切に管理されており、関係認証 CoC 企業によってデューデリジェンス・システムが実施され、その調達された原材料が違法伐採等「問題のある出处」からのものでないよう検証がなされており、PEFC 認証制度上の信頼性の確保が図られております。

なお、特定の PEFC の認証材あるいは認証製品について疑義がある場合は、関係国の認証機関に対し、具体的な根拠とともに申し立てていただければ、それに対応する体制を持っておりますことをご案内します。認証機関は、ISO/IEC17065 に基づき、透明性のある形で対応する仕組みとなっており、その認証機関の活動に関連する苦情であれば、それを受理し、受理した旨を申立者に対し通知するとともに、できる限りの必要な情報を収集し、検証を行い、その結果を申立者に通知することとなっています。さらに、認証機関は、申立者への結果の通知以降も、申し立てを解決するためにすべての必要な措置をとることとしております。

(参考)

PEFC ST 2002:2013

林産品のCOC — 要求事項 (抜粋)

3 用語と定義

3.9

問題のある出処 (Controversial sources)

下記にあたる林業活動である。すなわち、

(a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法を遵守しない

もの

- 生物多様性の保全および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
- 環境的および文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業
- 保護の対象となっている種や絶滅危惧種 (CITES の要求事項を含む)
- 林業従事者の健康と労働問題
- 先住民の財産、土地保有権、土地使用権
- 第三者の財産、土地保有権、土地使用権
- 税や使用料の支払い

(b) 伐採国の林業部門に関わる交易および関税に関する法令を順守しないもの

(c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用

(d) 一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換

注意書：遺伝子組み換え木を排除するこの方針は 2015 年 12 月 31 日まで有効とする。

PEFC ST 2003:2012

PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(抜粋)

7. プロセスに関する要求事項

7.13 苦情と提訴

ISO/IEC17065 の第 7.13 項に定められるすべての要求事項が適用される。



Forest Stewardship Council®



FSC森林認証に対する指摘について

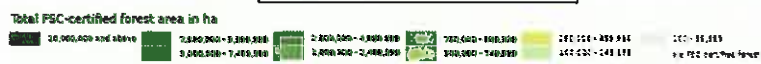
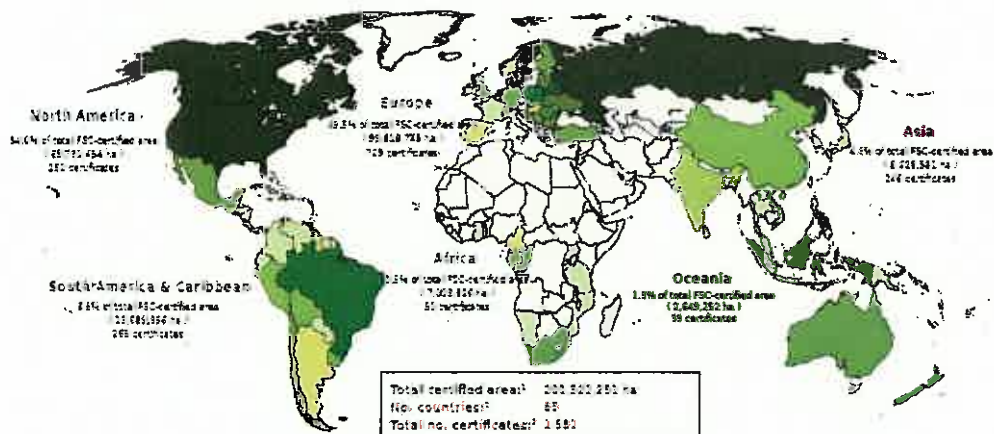
FSCジャパン 事務局 岩瀬泰徳



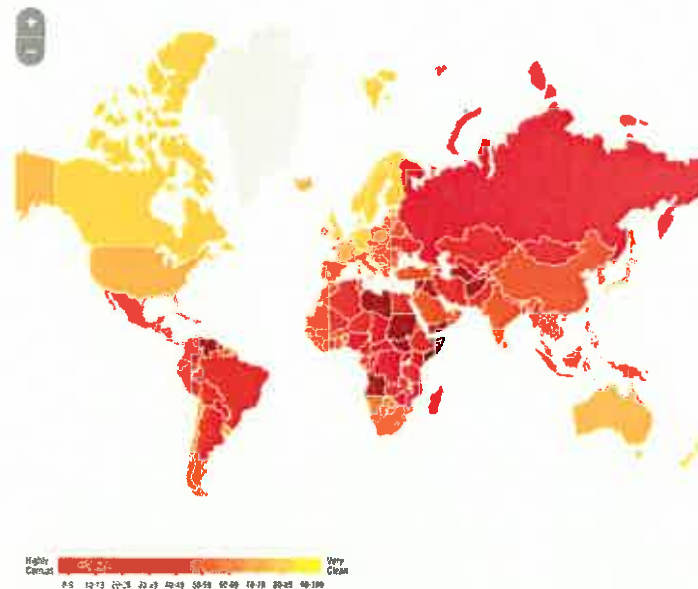
Forest Stewardship Council®

FSC森林認証の現状 (2018年6月現在)

Global FSC-certified forest area



腐敗度指数 (2018年. Transparency International.)



なぜ熱帯雨林地域でFSC認証が進まないのか？

厳しい基準

・94年ルール（1994年以降の天然林転換による植林地はFSC認証を受けられない）、先住民族への配慮（ILO169並み）、そもそもの合法性の確保等の観点から、なかなか熱帯雨林地域でFSC認証取得が進まない。

→FSCで世界の森林問題解決になるのか？という懸念

※ただし、単にガバナンスが低い地域がすべてこの課題を抱えているわけではない（南米・ロシアなど）。

どこまでがガバナンスの低い地域なのか？？？

認証の取れない熱帯雨林の一部が管理木材へ

管理木材（FSC製品の原材料として混入してよいもの）

1. 違法に伐採された木材
2. 伝統的権利、人権を侵害して伐採された木材
3. 高い保護価値を有し、その価値が施業活動によって脅かされている森林で伐採された木材
4. 天然林の転換を目的とした伐採によって搬出された木材
5. 遺伝子組み換え樹木が植えられたエリアから伐採された木材

これらのリスクが低い木材でなければ使えない。

管理木材の課題

だれが5つのリスクのアセスメントをするのか

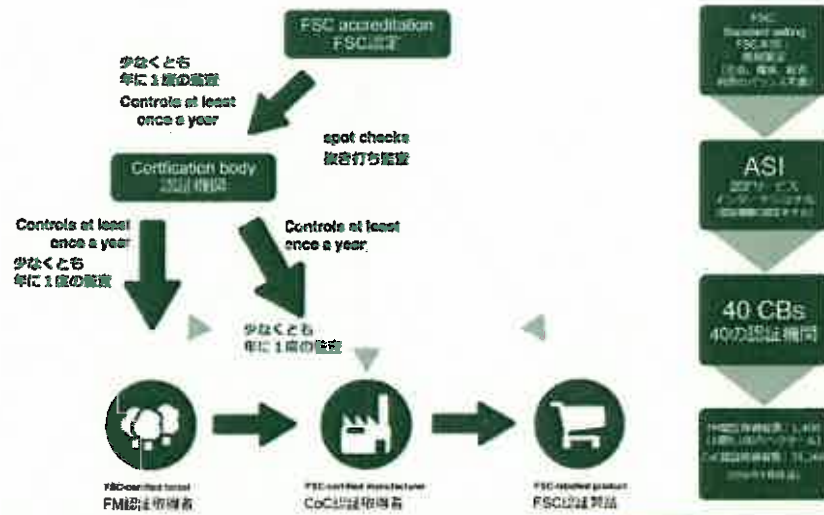
- ・基本的にはFSCが世界各国で基本的なリスクアセスメントを行う（厳格な基準の元、各国ステークホルダーの意見を入れながら作成）。
- ・ただし、現段階ですべての国で国別RAがそろっているわけではない。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

- ・国別RAがない場合、認証取得者である各供給事業者（場合によっては調達企業）によるRA及び現地調査が認証の管理下（認証機関による審査）で実施される。→**認証機関の未熟などにより、熱帯雨林で問題が発生する可能性。。。**

課題の解決のFSCのアプローチ

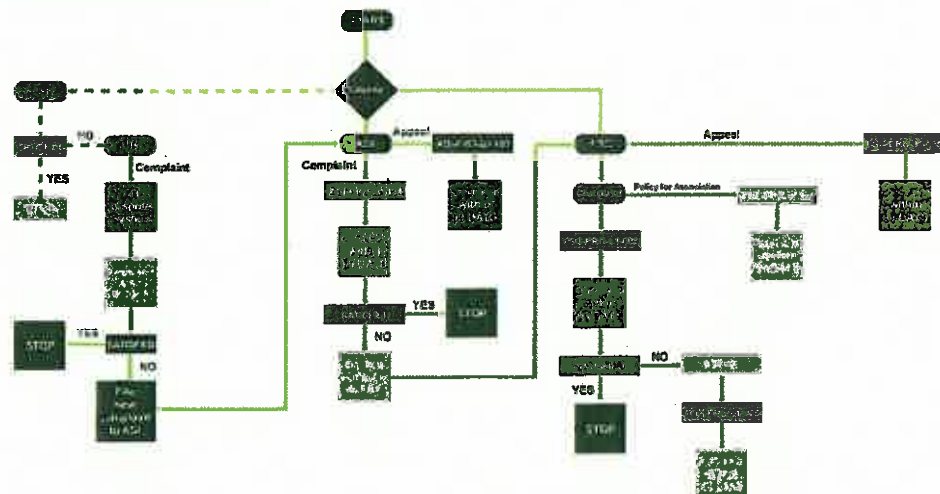
認証機関に対するASI (Accreditation Services International) による強力な監視・監督



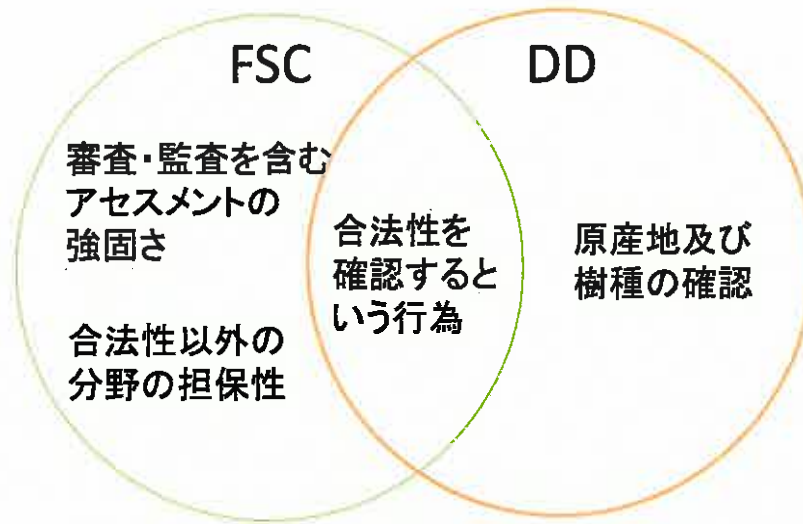
課題の解決のFSCのアプローチ

FSCの紛争解決プロセス

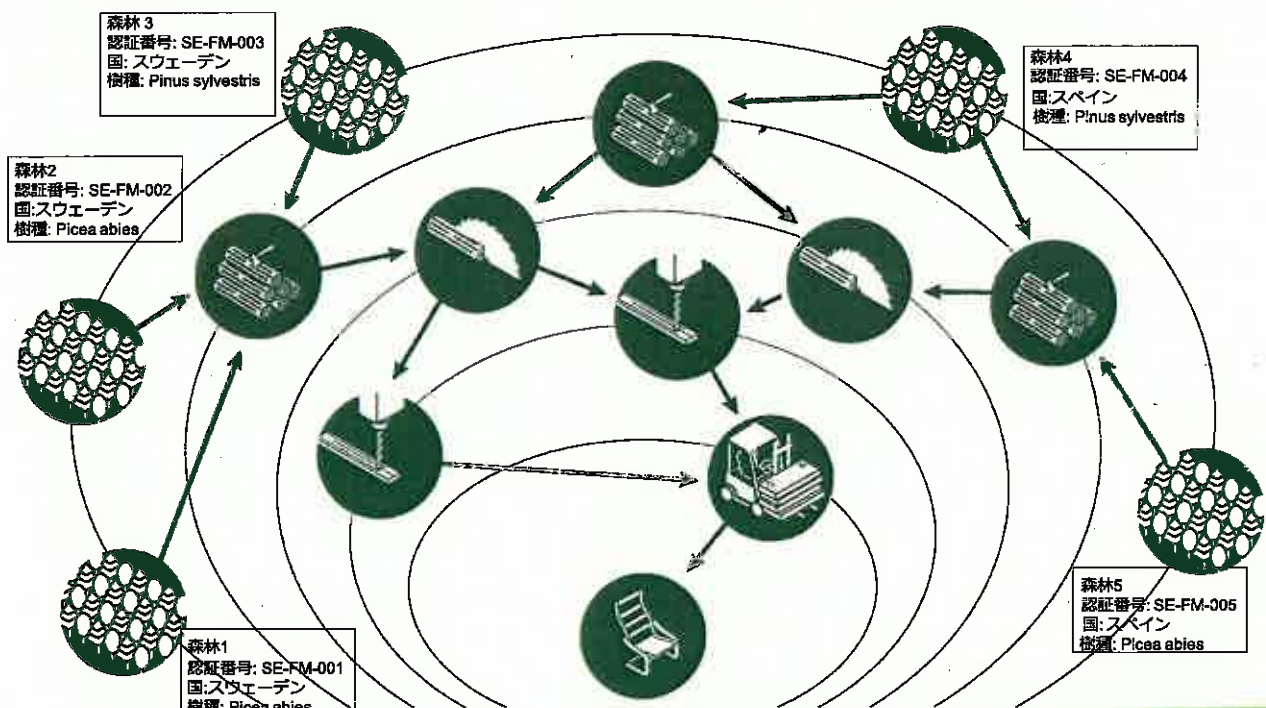
Annex 2. Dispute Resolution Map



FSCとDDのアプローチの違い



OCP (オンラインクレームプラットフォーム)



OCP(オンラインクレームプラットフォーム)

- ・各認証取得者が請求書情報をデータベースに入力し、各データの整合性を確認することで、サプライチェーン正確さを担保する。
- ・FMや管理木材原産地までさかのぼって原産地・樹種が確認できる。
- ・セキュリティの関係上、サプライチェーン全体を見ることは、個々の事業者にはできない。
- ・ASIのみが、調査を要する瀬正式な苦情によりサプライチェーンの整合性を確認できる。
- ・現段階では任意のシステム（市場の要求で入力を促すことはできる。）

グリーンピースインターナショナルのFSCメンバーシップ離脱について

グリーンピース・インターナショナルは、森林政策の変更によりFSCインターナショナル・メンバーシップのみを縮小することを決定したが、各国のGP事務所は引き続きFSCを支援している。

→森林にかかわるアプローチの変更（ガバナンスの弱い国々での天然林保護政策の促進強化）

また、メンバーシップ以外の様々な分野で、FSCとグリーンピース・インターナショナルは重要な利害関係者として引き続き協力していくこととしている。

FSCは、グリーンピース・インターナショナルにとって、森林管理認証のための唯一の選択肢であり、FSCの原則と基準およびガバナンスモデルを信頼している。



Forest Stewardship Council®
FSC Japan

FSC® F000218 - FSC® A.C. All rights reserved

<https://jp.fsc.org>



通報受付窓口に係る助言委員会委員候補者

2018年7月18日現在

荒木 尚志	東京大学 大学院法学政治学研究科 教授
牛嶋 勉	弁護士 (牛嶋・寺前・和田法律事務所)
大村 恵実	弁護士 (アテナ法律事務所)
熊谷 謙一	日本 ILO 協議会 企画委員
蔵元 左近	弁護士 (オリック東京法律事務所)
郷野 晶子	日本労働組合総連合会 参与
佐藤 泉	弁護士 (佐藤泉法律事務所)
佐藤 安信	東京大学 大学院総合文化研究科 教授 弁護士 (長島・大野・常松法律事務所 顧問)
高橋 大祐	弁護士 (真和総合法律事務所)
永田 信	公益財団法人大日本山林会 副会長
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
東澤 靖	明治学院大学 法学部 教授
古谷 由紀子	サステナビリティ消費者会議 代表
山崎 卓也	弁護士 (Field-R 法律事務所)
山田 美和	日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 新領域研究センター 法・制度研究グループ長
Anita Ramasastry	ワシントン大学 ロースクール 教授

(敬称略、五十音順)